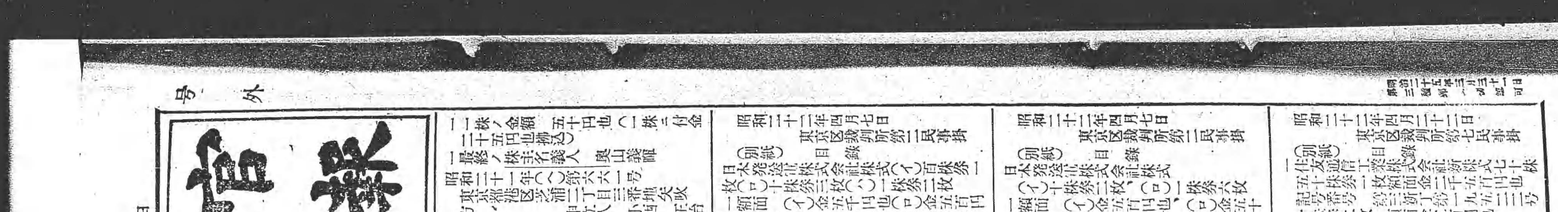

第6166号　本文

官報

省令

◎**大蔵省令第七十三号**

文官俸給支給定日の特例に関する件を次のように定める。

昭和二十二年八月四日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

昭和二十二年八月分の文官の俸給は、文官俸給支給細則第一條及び昭和十八年大蔵省令第百十二号附則第二項の規定にかかわらず、文官俸給支給細則別表に定めている日割定日及び昭和十八年大蔵省令第百十二号附則第二項に定めている日を、それぞれ十六日繰り上げた日に支給することができる。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

◎**大蔵省令第七十四号**

昭和八年大蔵省令第十五号（大蔵省所管に係る不動産登記の嘱託官吏指定に関する省令）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月四日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

「財務局長」の次に「、財務局地方部長」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

◎**大蔵省令第七十五号**

昭和二十年大蔵省令第八十五号（登録税法施行規則第二條の規定による登録税の納付に関する省令）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月四日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

「第八号書式」を「第四号書式」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

◎**農林省令第六十五号**

生糸検査規則の一部を左の通り改正する。

昭和二十二年八月四日　農林大臣　平野　力三

第八條中器械検査、二繊度検査(二)繊度開差検査の項を次の通り改める。

(二)繊度開差検査

各口ノ繊度ヲ秤定シ目的繊度八十「デニール」以下ノ生糸ニ在リテハ最太繊度四口平均ト最細繊度四口平均トノ差、目的繊度百「デニール」以上ノ生糸ニ在リテハ最太繊度二口平均ト最細繊度二口平均トノ差ヲ求メ之ヲ以テ繊度開差成績ヲ表ス

附録二の格付表を次のように改める。

玉糸級生糸格付表

項目＼格	特優等	優等	一等	二等	三等
繊度開差「デニール」	目的繊度ノ四割ノ数値以下	目的繊度ノ五割ノ数値以下	目的繊度ノ七割ノ数値以下	目的繊度ノ数値以下	目的繊度ノ数値超過
再繰（回）	18以下		25以下	40以下	40超過

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告　示

◎**宮内府告示第四号**

天皇陛下は、地方状況御視察のため、来たる八月五日から八月十九日まで、福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形各県下へ行幸、引続き栃木県下那須御用邸に御駐輦あらせられる旨仰出だされた。

昭和二十二年七月三十一日　宮内府長官　松平　慶民

◎**文部省告示第百二十八号**

福岡県小倉市に設置せる福岡県立医学歯学専門学校は昭和二十二年三月三十一日限り医学科を廃止し福岡県立歯科医学専門学校と改名のことは昭和二十二年三月三十一日認可した。

昭和二十二年八月四日　文部大臣　森戸　辰男

◎**文部省告示第百二十九号**

昭和二十二年度使用の文部省著作小学校中学校及び中等学校用教科用書の定価を、左の通り定めた。

昭和二十二年八月四日　文部大臣　森戸　辰男

一、小学校用	
四年生の音樂	金四円
五年生の音樂	金四円
六年生の音樂	金四円八十銭
國語　第四学年　中	金五円
同　第五学年　中	金四円四十銭
算数　第四学年　下	金二円九十銭
二、中学校用	
中等國語二(4)	金三円六十銭
同　三(4)	金三円六十銭
中学英語一（増刷分）	金四円三十銭
同　二	金三円五十銭
同　三	金三円五十銭
中等数学　第三学年用(1)	金三円七十銭
中学水産　第一学年用	金四円
中学商業　第二学年用	金三円八十銭
三、中等学校第四、五学年用	
高等國語一上	金三円六十銭
同　二上（教師使用分）	金三円六十銭
同　二上（生徒使用分）	金三円五十銭
英語四（生徒使用分）	金六円五十銭
同　五（〃）	金六円八十銭
英文法作文一	金五円十銭
同　二	金四円三十銭
人文地理(1)（生徒使用分）	金七円五十銭
地学（生徒使用分）	金三円三十銭
物理(1)（生徒使用分）	金三円八十銭
同　(2)（〃）	金三円四十銭
同　(3)	金二円五十銭
化学(2)	金二円九十銭
同　3	金三円三十銭
家庭看護（生徒使用分）	金二円三十銭
家事経理　一	金五円
育児	金四円五十銭
食物	金九円五十銭
被服（生徒使用分）	金六円二十銭
四、教師用	
学習指導要領　英語編	金一円八十銭
〃　理科編	金五円七十銭
〃　社会科編II	金二円十銭
〃　家庭科編	金五円四十銭
学校体育指導要綱	金一円七十銭

◎**商工省農林省告示第一号**

指定生産資材割当規則附表第一中、別表上欄に掲げる品目は、その相当欄に掲げる品目をいう。

昭和二十二年八月四日

商工大臣　水谷長三郎
農林大臣　平野　力三

別表

一八　油脂及び重要油脂製品	イ　工業用油脂	1ラノリン　2桐油　3荏油　4亜麻仁油　5蓖麻油　6罌粟油　7日向葵油　8大豆油　9芥子油　10棉實油　11胡麻油　12菜種油　13カボック油　14玉蜀黍油　15落花生油　16醤油油　17米糠油　18ひまし油　19茶油　20パーム核油　21パーム油　22椰子油　23鰮油　24鰊油　25鱈油　26鮫油　27雑魚油　28海獣油　29長須鯨油　30抹香鯨油　31油　32牛豚脂　33ダーク油　34漁蠟　35ガス油　36油滓
	ロ　重要油脂製品　7　塗料	一般塗料及び絶縁塗料
二〇　ゴム製品	イ　ベルト	まゆのけばとり機用ベルト（補修用のものに限る。）及びファンベルトを除くベルト
	ロ　ホース	農業用噴霧器用ホース（補修用のものに限る。）、ラジエーターホース、オイルブレーキホース、ポンプホース及び代燃車用ガスホースを除くホース
二一	（屑革）	製革工場又は革加工工場に於いて生産された縁頭革
	イ（にべ及びとこ）	製革工場又は革加工工場に於いて生産されたにべ及び一片が一坪未満のとこ
二二　革ベルト		傳導用革ベルト及び傳導用丸ベルト（ミシンベルトを除く。）
二三　タンニン		鞣製、媒染又は染色に使用する左記のもの 1赤松、エゾ松、トド松、柏、櫟、相思樹、マングローブ及びワットルの樹皮並びにそのエキス 2クエブラチヨエキス 3ミラボラム及びデイビデイビ 4チエストナット及びそのエキス 5あべまき、樫、柏、櫟、栃及び楢の果実のエキス 6スプールーエキス 7合成鞣剤

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

本文

第6166号本文

◉運輸省告示第二百十四号
農業会発行の「昭和二十一年産米供出完遂証明書」を提示した米については、八月末日まで次によつて取扱をする。
昭和二十二年八月四日　運輸大臣　苫米地義三
一、品名　緣故米
二、扱種別　小口扱
三、発駅　省線社線各駅
四、著駅　次に掲げる都市を配達区域とする駅
東京都区、立川市、八王子市、東京都北多摩郡武藏野町、横浜市、鎌倉市、川崎市、横須賀市、高崎市、前橋市、名古屋市、甲府市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、吹田市、布施市、大阪府北河内郡守口町、尼ケ崎市、芦屋市、伊丹市、西宮市、兵庫縣武庫郡魚崎町、同御影町、同住吉村、廣島市、呉市、下関市、門司市、福岡市、八幡市、小倉市、戸畑市、佐世保市、若松市、長崎市、長野市、松本市
五、荷造
(1)一箇の重量は三〇瓩までとする。
(2)荷造は内装を布包又は布袋入とし外装は木箱（又は木箱に相当する程度のもの。）に入れなわ掛けをする。
六、荷札及び標識
(1)紙荷札二枚をつける外、木札（荷造自体に墨書してもよい。）及び赤色の布切を外装の一部にくくりつける。
(2)荷札は荷受人の住所、氏名の前に必らず荷受人の所属する食糧営團の配給所の所在地及び配給所名を表示し、その配給所を届先（〇〇配給所氣付とする。）とするよう記入する。
七、その他　駅託とし、その他は一般貨物の例による。
昭和二十二年七月運輸省告示第百八十九号はこれを廃止する。

◉逓信省告示第二百五十二号
昭和二十二年七月逓信省告示第二百二十五号の一部を次のように改正し、昭和二十二年八月五日から、これを施行する。
昭和二十二年八月四日　逓信大臣　三木　武夫
一、第一号中「緣故米確認証」を「昭和二十一年産米供出完納証明書」に改める。
二、第二号を「受取人は、東京都の区の存する地域、立川市、八王子市、東京都北多摩郡武藏野町、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、布施市、吹田市、守口市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市、兵庫縣武庫郡住吉村、同魚崎町、同御影町、廣島市、呉市、下関市、門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市、福岡市、長崎市、佐世保市、前橋市、高崎市、甲府市、長野市及び松本市に居住する者であること。」に改める。

正　誤

本年三月三十一日官報号外（七）物價廳告示第百三十三号中三頁上段「マツ素材」の部6.0～7.5の1の行「106」は「122」、五頁上段「ヒノキ、ヒバ厚板」の部6.0～6.6の1.0～1.3の行「219」は「291」、六頁下段「スギ平割」の部12.0～13.2の行「393」は「398」、七頁上段「マツ、モミ平割」の部6.0～6.6の行「456」は「450」、八頁下段「マツ、モミ正角」の部15.0の行「3.50」は「4.50」、九頁下段「スギ平角」の部10.0の3の欄の行「146」は「416」、「マツ、モミ平角」の部14.0～15.0の行「263」は「267」、一〇頁下段「木曾ヒノキ平角」の部15.0以上の1の欄の行「1.060」は「1.068」、「ケヤキ素材」の部15.5以上の行「67」は「167」、一一頁下段「シナ板類」の部8.0～12.5の10～23の行「324」は「424」、一三頁上段「ケヤキ耳付材」の部3の行「352」は「235」、一四頁上段「カシ類木取材角々」の部10.0以上の2の行「696」は「725」、3の行「551」は「580」、一五頁上段「カシ類第四種木取材」の部5.0～6.5の行「37」は「237」、一六頁下段「ナラ板類」の部7.0～12.0の3の行「429」は「420」、一七頁上段「シナ板類」の部5.0～23.0の13.0～20.0の欄の行「467」は「567」、一九頁(1)の(ロ)の部4.0の行「11.96」は「11.86」、4.5の行「4.65」は「4.68」、5.0の行「29.79」は「29.75」、6.5の行「57.94」は「52.94」、二〇頁(2)の部4.0の行「23.51」は「28.51」、4.5の行「11.38」は「11.31」、5.5の行「38.27」は「28.27」、6.0の行「19.09」は「19.01」、7.0の行「19.48」は「19.40」、(3)の部6.5の行「91.28」は「71.28」、7.0の行「44.15」は「44.16」、7.5の行「50.04」は「50.64」、二一頁上段(1)の部26の行「478」は「476」、同下段(ハ)の部34の行「7.191」は「7.181」、二二頁上段(2)の部16の行「1.784」は「1.364」、「2.673」は「2.672」、17の行「1.672」は「1.662」、同下段(1)の部1の行「18」は「19」、3の行「1.581」は「1.587」のいずれも誤り。
総理廳事務官（物價廳）

七月二十六日大藏省告示第百六十号中一六九頁三段二十六行「ボード」は「ボールド」、二十七行「フォーリン」は「フォーレン」、二十八行「ザ」は「ゼ」、「チャーチ」は「チャールチ」、同告示第百六十二号六行「チャーチ」は「チャールチ」、同二十九日同告示第百六十四号末行「地ノ五一、五三及び五五」は「地五一、五三、五五及び九六」のいずれも誤り。
大藏事務官

七月十六日大藏省商工省告示第九号中一〇頁一段終りから三行「二十一年八月」は「二十二年一月」の誤植。

辞　令

文部事務官　長澤由次郎
十九号俸を給する
九州帝國大学勤務を命ずる
同　前川安太郎
二十六号俸を給する
同　細井　專
二十二号俸を給する
東京女子高等師範学校勤務を命ずる
同　藤井　勳
十八号俸を給する
和歌山経済専門学校勤務を命ずる
文部教官　布目　順郎
十五号俸を給する
宇都宮農林専門学校教授に補する
同　荒川　雅男
十五号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
醫學部勤務を命ずる
同　佐藤　俊
十五号俸を給する
栃木師範学校勤務を命ずる
同　山本　重亮
十四号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
医学部勤務を命ずる
同　濱上　正
（各通）
同　鶴見　膠一
十二号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
医学部勤務を命ずる
同　森　富
十号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
医学部勤務を命ずる
同　村井　等
十号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
高速力学研究所勤務を命ずる
同　鈴木　泰三
十号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
医学部勤務を命ずる
文部技官　河田　敬義
統計数理研究所勤務を命ずる
文部教官　村上　精次
十九号俸を給する
東京帝國大学助教授に補する
医学部勤務を命ずる
同　廣橋　次郎
十九号俸を給する
兵庫師範学校教授に補する
同　平本　文男
十四号俸を給する
東京帝國大学助教授に補する
第一工学部勤務を命ずる
同　安藤　良雄
十四号俸を給する
東京帝國大学助教授に補する
経済学部勤務を命ずる
同　乾　崇夫
十三号俸を給する
東京帝國大学助教授に補する
第一工学部勤務を命ずる
同　岩田　泰雄
二十五号俸を給する
同　下中野榮藏
二十三号俸を給する
宮崎青年師範学校教授に補する
同　村山　宅美
二十二号俸を給する
鹿児島師範学校教授に補する
同　松倉　豊治
二十一号俸を給する
徳島医学専門学校教授に補する
同　高取　治輔
二十号俸を給する
長崎医科大学附屬薬学専門部教授に補する
同　日置彌三郎
十九号俸を給する
岐阜師範学校教授に補する
同　山口　清
十九号俸を給する
長崎青年師範学校教授に補する
同　杉浦　直司
十八号俸を給する
愛知青年師範学校勤務を命ずる
同　岩本　榮人
十八号俸を給する
山梨青年師範学校教授に補する
同　寺島　秀雄
十八号俸を給する
石川青年師範学校教授に補する
同　吉野　城
十八号俸を給する
宮崎青年師範学校教授に補する
同　林　金雄
十八号俸を給する
岐阜農林専門学校教授に補する
同　谷村　富夫
十七号俸を給する
佐賀師範学校勤務を命ずる
同　布山　清吉
十七号俸を給する
石川青年師範学校教授に補する
同　反田　嘉博
十七号俸を給する
京都青年師範学校教授に補する
同　岡田　一郎
十六号俸を給する
大阪帝國大学附屬医学専門部教授に補する
同　山口林之助
十五号俸を給する
長崎師範学校勤務を命ずる
同　小川　健治
十五号俸を給する
岐阜青年師範学校教授に補する
同　細野　直道
十五号俸を給する
岐阜青年師範学校勤務を命ずる
同　藤井　澄二
十四号俸を給する
東京帝國大学助教授に補する
第一工学部勤務を命ずる

同　五十嵐正科
十三号俸を給する
新潟第一師範学校教授に補する
同　上柳　克郎
十号俸を給する
京都帝國大学助教授に補する
法学部勤務を命ずる
同　紀　篤太郎
十号俸を給する
京都帝國大学助教授に補する
人文科学研究所勤務を命ずる
同　玉置　哲
九号俸を給する
岐阜青年師範学校勤務を命ずる
同　大塚としえ
滋賀青年師範学校教授に補する
同　森　好夫
大阪商科大学予科教授に補する
同　奥野清次郎
浪速高等学校勤務を命ずる
同　西塚　泰順
名古屋市立女子医学専門学校教授に補する
同　武藤　三郎
同　戸田　新一
（各通）
愛知縣立工業専門学校教授に補する
同　小林　幸治
同　是石　登
同　川淵　等基
同　安原　利男
同　逢坂　良次
同　星穂　正人
同　守　恭平
（各通）
宮崎縣工業専門学校教授に補する
地方教官　式守　富司
静岡縣立沼津高等女学校長に補する
文部教官　鈴木　劍水
都立女子専門学校教授に補する
同　和田　聖嗣
都立高等学校勤務を命ずる
文部事務官　鈴木　劍木
都立女子専門学校勤務を命ずる
文部教官　石濱　涉
十一号俸を給する
東北帝國大学助教授に補する
工学部勤務を命ずる
同　金田　茂
十六号俸を給する
秋田師範学校勤務を命ずる（以上七月十日文部省）
同　藤井　公明
香川師範学校教授に補する（七月三十一日同）
通信事務官　浅野　賢澄
事務審査委員ヲ命ス
同　山根　重次
同　大泉　周藏
同　増森　孝
同　佐方　信博
（各通）
事務審査委員ヲ免ス（以上五月一日逓信省）
同　岸本　鋭一
十八号俸を給する（六月二十八日同）
同　赤沼　嘉七
十九号俸を給する（七月一日同）
同　田中　清
十五号俸を給する（七月五日同）
逓信技官　西　正二
二十六号俸を給する
同　友枝　參
十七号俸を給する
逓信省資材局勤務を命ずる
同　鎌倉富士雄
十七号俸を給する
名古屋逓信局在勤を命ずる（以上七月十七日同）
同　堀口　直一
浦和電氣通信工事局長を命ずる
同　藤　榮造
横浜電氣通信工事局長を命ずる
同　塚島惣之助
同　齋藤　五男
（各通）
東京電氣通信工事局在勤を命ずる（以上七月十八日同）

正　誤

六月三十日本欄二二八頁五段青山重久の辞令文中「染木」は「栃木」の誤植

宮廷録事

◉行幸御日程　天皇陛下地方状況御視察のため、来たる八月五日から八月十九日まで、福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形各縣下へ行幸、御日程左の通りである。

御日程

八月五日
午前七時二十分　宮城御出門
同　七時三十分　東京駅御発車
午後零時四分　湯本駅御著車
常磐炭礦株式会社磐城礦業所へ行幸
同　一時五十五分　平駅御発車
同　五時十分　仙台駅御著車
同　六時　宮城縣廳へ行幸、行在所（伊達邸）著御
御駐輦

八月六日
午前八時　行在所御出門
仙台長生園、更生寮、仙台市木町通小学校、東北大学金属材料研究所、國立仙台病院、塩釜漁市場、松島瑞巌寺、石巻小学校、東北大学農学研究所、女川水産実験所、女川漁市場へ行幸
午後四時十分　女川駅御発車
同　五時五十五分　陸前古川駅御著車
同　六時五分　行在所（古川高等女学校）著御
御駐輦

八月七日
午前八時三十分　行在所御出門
古川町社会事業協会授産場、志田郡荒尾村、栗原郡築館町へ行幸
同　十一時五十分　石越駅御発車
午後一時四十分　藤根駅御著車
和賀耕地整理田、岩手縣立花巻高等女学校、花巻社会保健館、岩手縣廳へ行幸
同　五時三十分　行在所（小岩井別邸）著御
御駐輦

八月八日
午前七時　行在所御出門
同　七時五十分　盛岡駅御発車
同　十一時十分　宮古駅御著車
宮古市漁市場へ行幸
午後零時五分　磯鶏駅御発車
同　二時　釜石駅御著車
釜石製鉄所、釜石税関構内へ行幸
同　三時　釜石駅御発車
同　八時三十分　盛岡駅御著車
同　九時二十分　行在所（小岩井別邸）著御
御駐輦

八月九日
小岩井別邸御駐輦

八月十日
午前八時五十分　行在所御出門
國立盛岡病院、青山寮、盛岡農林専門学校へ行幸
同　十一時五十五分　盛岡駅御発車
午後零時五十五分　奥中山駅御著車
中山開拓農場へ行幸
同　一時四十分　奥中山駅御発車
同　二時五十八分　尻内駅御著車
三戸郡館村、日東化学工業株式会社八戸工場へ行幸
同　五時十分　行在所（大川別邸）著御
御駐輦

八月十一日
午前八時十五分　行在所御出門
八戸漁市場へ行幸
同　九時三十五分　尻内駅御発車
同　十一時三十分　青森駅御著車
青森棧橋へ行幸
同　十一時五十分　青森駅発御
青森市立長嶋小学校、青森縣廳、青森縣林業所、青森縣貯木場、浪岡町立浪岡小学校、青森縣苹果試験場、國立弘前病院へ行幸
午後五時五十分　行在所（弘前市公会堂）著御
御駐輦

彙　報

○官廳事項

◉処務規程中改正　奈良縣において処務規程の一部を改正し、教育民生部に世話課を、土木部に建築課を新設して六月七日から施行した。

國　会

○衆議院

◉議案提出　七月三十日議員から提出した議案は次の通りである。
教育委員会法案（米田吉盛外五十六名提出）

◉質問書提出　七月三十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
科学研究に関する質問主意書（石山賢吉提出）

◉議事日程　七月三十一日の議事日程は次の通り。

議事日程　第十九号
昭和二十二年七月三十一日（木曜日）
午後一時開議
第一　救援物資の寄贈に関し連合國救援公認團体に対する感謝決議案（浅沼稲次郎外十一名提出）（委員会審査省略要求事件）

地方行政

◉縣会　愛知縣において、八月五日定例縣会を招集する。（愛知縣）

廣　告

◉工場財團

岩手縣盛岡市茶畑一番地ノ六十三東北振興燐寸株式会社より岩手縣盛岡市上名須川七十九番地東北振興燐寸株式会社盛岡工場に属する土地、建物、工作物並に機械器具等に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請ありたるにより右財團に属すべき動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十日以内にその権利を当廳に申し出ずべし。

但し工場財團に属すべきものの目録は当廳に備付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十二年八月四日　盛岡司法事務局

◉公示催告

債権申出公告

当会社は昭和二十二年六月二十五日解散致候に付き債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその債権の申出相成度若し右期間内に申出無之ときは清算より除斥せらるべく候

昭和二十二年八月四日
東京都千代田区神田多町二丁目四番地
昭和工業株式会社
清算人　岡　龍二郎

合併公告

左記各会社臨時株主総会において両社を合併し國勢興業株式会社は存続し國勢電材株式会社は解散することに決議致候に付き異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に各其旨御申出相成度候也

昭和二十二年六月二十三日
東京都文京区田町一番地
國勢興業株式会社
東京都千代田区大手町一丁目二番地野村ビルディング
國勢電材株式会社

合併公告

昭和二十二年六月十日株式会社イースタン・エクヰップメントと日本文化企業株式会社は株主総会において

第6166号　本文

会社イースタン・エクヰップメントが日本文化企業株式会社を合併しその権利義務を承継して存続し日本文化企業株式会社は合併後解散することに決議し候に付異議ある債権者は本公告の日より二箇月以内に御申出相成度此段公告候也

昭和二十二年八月四日

東京都中央区銀座一丁目二番地
株式会社
イースタン・エクヰップメント
東京都中央区銀座一丁目二番地
日本文化企業株式会社

解散公告

当社は昭和二十二年五月一日解散した当社に債権ある方はこの公告の日から二箇月以内に申し出でられたい若しこの期間内に申し出の無いときは清算から除斥せらる。

昭和二十二年八月四日

東京都大田区蒲田東六郷三丁目一番地
株式会社蒲田石油配給所
清算人　牧　寅之助

合併公告

宮寺石綿理化工業株式会社及び日本非鉄通氣管株式会社は昭和二十二年四月二十五日各々その株主総会において両会社の合併をなし宮寺石綿理化工業株式会社は存続し日本非鉄通氣管株式会社は解散することを決議したり。よつて右会社の債権者にして合併に異議あるものは本公告掲載の日より六十日以内にその旨申し出られ度し。

昭和二十二年七月一日

東京都品川区南品川五丁目二四番地
宮寺石綿理化工業株式会社
東京都大田区森ヶ崎町五五六二番地
日本非鉄通氣管株式会社

合併公告

左記各会社臨時株主総会において両社を合併し國勢興業株式会社は存続し國勢呉服株式会社は解散することに決議候に付御異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に各其旨御申出相成度候也

昭和二十二年六月二十三日

東京都文京区田町二十一番地
國勢興業株式会社
東京都世田谷区北沢三丁目九四四番地
國勢呉服株式会社

債権申出公告

当会社は昭和二十一年六月二十日株主総会の決議により解散したるをもつて当会社に対し債権を有せらるる方は本公告掲載の日より向ふ六十日以内に当会社に対しその債権を申出られ度候万一右期間内に申出無之ときは清算より除斥せらる可く申添候也

昭和二十二年八月四日

東京都北区神谷町一丁目七九五番地
愛知坩堝株式会社
清算人　高畑雄治

合併公告

下記両会社は各昭和二十二年七月十日株主総会において甲は乙を合併して存続し乙は甲に合併して解散する旨の合併決議を為したるに付きこれに異議ある債権者は本公告の日より三箇月以内に御申出相成度此段公告候也

昭和二十二年八月四日

大阪市西区西道頓堀通一丁目一番地
（甲）大和化工機株式会社
大阪市西淀川区佃町一三四二番地
（乙）株式会社大和化工機製作所

合併公告

昭和二十一年十一月二十五日開催の東洋インキ製造株式会社並びに日本印刷材料株式会社の臨時株主総会において東洋インキ製造株式会社は日本印刷材料株式会社を合併しその権利義務一切を承継して存続し日本印刷材料株式会社は合併により解散することに決議相成候に就いては右合併に御異議ある債権者はその旨昭和二十二年七月二十五日迄に御申述相成度商法の規定によりこの段公告候也

追而右期日迄に御異議御申述無之候節は本合併を御承認相成候事と看做候

昭和二十一年十一月二十五日

東京都京橋区京橋二丁目六番地
東洋インキ製造株式会社
大阪市西成区鶴見橋北通り三丁目一四番地
日本印刷材料株式会社

合併公告

昭和二十二年五月十五日下記会社の株主総会において山崎産業株式会社は山崎鋳造株式会社、山崎農器具製造株式会社及び株式会社東新工業所を合併し存続し山崎鋳造株式会社、山崎農器具製造株式会社及び株式会社東新工業所は解散することの決議を致候に付き右合併に対し異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に関係会社にその旨御申出相成度商法の規定により今般公告候也

昭和二十二年八月四日

横浜市鶴見区鶴見町千百八十九番地
山崎産業株式会社
横浜市鶴見区鶴見町千百八十五番地
山崎鋳造株式会社
横浜市鶴見区鶴見町千百八十四番地
山崎農器具製造株式会社
横浜市鶴見区鶴見町千九十七番地
株式会社東新工業所

債権申出公告

当会社は昭和二十二年五月八日営業全部の譲渡により解散致候に付き当会社に対し債権を有せらるる方はこの公告掲載の日より二箇月以内にその債権の御申出相成度右期限内に御申出無之ときは清算より除斥可致此段及公告候也

昭和二十二年五月二十日

神戸市兵庫区西出町二十二番屋敷
関西文具製造株式会社
清算人　飯田哲次

組織変更公告

当会社は昭和二十二年六月十五日臨時社員総会において総社員一致の決議をもつてその組織を変更し株式会社と為すことに致候條右組織変更に異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内にその旨申し出でられ度右期間内に異議の申出なき場合は組織変更を承認せられたるものと看做候右公告候也

昭和二十二年六月十六日

神戸市長田区水笠通五丁目三番地
東洋電機工業有限会社
取締役社長　塩住誠一郎

◉除権判決

昭和二十一年（へ）第二七二号

京都市下京区烏丸通五條上ル悪王子町四三三番地
申立人　松島七兵衛

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月七日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月七日
大阪区裁判所

（別紙）　目録

一　日本窒素肥料株式会社株式一株券五枚
但し
一　一枚の株券額面　金五十円也
一　一株の払込金額　金五十円也
一　記号番号　ら自第四八一六八号至第四八一七二号
一　発行者　日本窒素肥料株式会社取締役社長野口遵
一　発行年月日　昭和十七年四月一日
一　最終株主名　松島七兵衛
一　日本窒素肥料株式会社株式十株券一枚
但し
一　一枚の株券額面　金五百円也
一　一株の払込金額　金五十円也
一　記号番号　の第一八九七六号
一　発行者　日本窒素肥料株式会社取締役社長野口遵
一　発行年月日　昭和十七年四月一日
一　最終株主名　松島七兵衛

◉行旅死亡人

本籍三重県員弁郡山田村平野新田住所不定吉川イシ、六十九才、女

右行旅病人として昭和二十年十二月十三日七條警察署より引渡を受け救護中の処同十四日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、二十八才位、男、着衣國防色上下服

右行旅死亡人として昭和二十年十二月十五日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、五十才位、男、人相丈五尺四寸位、面長、頭髪丸刈、やせ型、着衣メリヤスシャツ、紺地作業衣、國防色上衣、同ズボン

本籍住所氏名不詳、二十六才位、男、人相丈五尺二寸位、頭髪丸刈、面長やせた方、着衣國防色作業衣、茶色ズボン、メリヤスシャツ、白靴足

本籍住所氏名不詳、四十八才位、男、人相丈五尺三寸位、頭髪長、面長、色黒、着衣國防色作業衣、黒ズボン

以上行旅死亡人として昭和二十年十二月十六日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、六十四、五才位、男、人相細面、やせ型、着衣國防色スフ入上着、黒色スフ入ジャンパー、メリヤスシャツ、霜降ズボン

本籍住所氏名不詳、三十才位、男、人相丈五尺三寸位、廣額、やせ型、丸刈、着衣國防色、作業衣、茶色コールテンズボン

本籍住所氏名不詳、三十二才位、女、人相丈五尺位、やせ型、面長、色黒、着衣しま木綿、しまあわせ、黒兵児帯

以上行旅死亡人として昭和二十年十二月十八日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所不詳、中田晋吉、五十八才、男

右行旅病人として昭和二十年十二月三日七條警察署より引渡を受け救護中の処同十八日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、六十才位、女、人相丈四尺九寸位、白髪混り束髪、円型、やせ型、着衣黒地木綿上衣、木綿黒地しまのあわせ、白浴衣地じゅばん、茶しまもんぺ

本籍大阪市港区抱月町一ノ四六、住所不詳、藤田庄太郎、四十三才位、男、人相五尺二、三寸位、面長、頭髪伸び白毛混り、着衣國民服上下、黒短ぐつ

以上行旅死亡人として昭和二十年十二月二十二日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所不詳、岩澤三郎、五十八才、男

右行旅病人として昭和二十年十二月二十二日七條警察署より引渡を受け救護中の処同日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

昭和二十一年五月一日
京都市下京区役所

定価　一ヶ月　十五円　一部　六十銭　送料実費
廣告料　本公告　八ポイント　一行　十七字詰　三十円
一般廣告　八ポイント　一行　十四字詰　二十五円
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局　電話九段五三一一　振替東京一九〇〇〇
（國定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　七月二十五日発行廣告一六頁◉同三十一日発行法律、政令、廣告二頁◉八月一日発行号外（一）告示、廣告四頁

官報
号外
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

物価号外
第6166号　物価号外

広告

◎除権判決

昭和十九年（ヘ）第九六号
台南州新営郡新営街大字宮字大子宮百八十番地　申立人　芳賀久三郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月四日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

株券ノ記号番号及種類　東邦炭礦株式会社株式新乙第〇九九六号五十株券一枚
一額面　金二千五百円也
一発行者　東邦炭礦株式会社
一発行ノ年月日　昭和十二年五月十五日
一一株ノ金額　金五十円也
一払込金額　一株ニ付金五十円也全額払込済
一最初ノ株主名義人　杉本九八郎、
一最終ノ株主名義人　芳賀久三郎

昭和二十一年（ヘ）第一二三七号
東京都中央区銀座西七丁目五番地（中部日本新聞社東京総局内）　申立人　奥山義暉

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月四日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　株券目録

日魯漁業株式会社発行株式十株券三通
一記号番号　辛第三六六六号、辛第三六六七号、辛第三九七一号
一額面　金五百円也
一一株ノ金額　五十円也（一株ニ付金二十五円也払込）
一最終ノ株主名義人　奥山義暉

昭和二十一年（ヘ）第六六一号
東京都港区芝浦二丁目三番地　矢吹方　申立人　小西正治

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年二月八日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月四日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

一、鐘淵工業株式会社発行株式旧一株券二枚
記号番号　甲第九五三四三号、甲第九五三四四号
額面　金五十円也（全額払込済）
発行日　昭和十九年二月一日

二、同会社発行株式旧十株券三枚
記号番号　自乙第三四六六二号至乙第三四六六四号
一額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
発行日　昭和十九年二月一日

三、同会社発行株式新一株券四枚
記号番号　自い第八八四八二号至い第八八四八五号
一額面　金五十円也
一株ニ付払込　金二十五円也
発行日　昭和十九年二月一日

四、同会社発行株式新五十株券二枚
記号番号　は第一二五五七号、は第一二五五八号
一額面　金二千五百円也
一株ノ金額　金五十円也
一株ニ付払込　金二十五円也
発行日　昭和十九年二月一日

以上各株式ノ
最終ノ株主　小西正治
最後ノ所持人　小西正治

昭和二十一年（ヘ）第一一九七号
愛媛県伊予郡岡田村塩屋成田利三郎方　申立人　武田廣一

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月七日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式（イ）百株券一枚（ロ）十株券三枚（ハ）一株券二枚
一額面　（イ）金五千円也（ロ）金五百円也（ハ）金五十円也（各株共一株五十円全額払込済）
一記号番号　（イ）い丁第一六四八九号、（ロ）自は乙第二三三六四号至は乙第二三三六六号、（ハ）は甲第一一八五六号、は甲第一一八五七号
一発行年月日　（イ）昭和十四年七月一日（ロ）（ハ）昭和十六年十一月三十日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　武田廣一

二
昭和二十一年（ヘ）第一二〇一号
福岡市平尾山荘通り二丁目一〇八二　申立人　徳永豊次

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月七日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式
（イ）（ロ）十株券五枚、（ハ）五十株券一枚
一額面　（イ）（ロ）金五百円也（ハ）金二千五百円也（一株ノ金額五十円全額払込済）
一記号番号　（イ）自は乙第二三〇六一七号至は乙第二三〇六二〇号、（ロ）ほ乙第五五八〇号、（ハ）い丙第二六一七四号
一発行年月日　（イ）昭和十六年十一月三十日（ロ）昭和十七年六月一日、（ハ）昭和十四年七月一日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　徳永豊次

昭和二十一年（ヘ）第一二〇五号
呉市内神町三十七番地　平岡伊作方　申立人　西脇惣太郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月七日　東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式
（イ）十株券二枚、（ロ）一株券六枚
一額面　（イ）金五百円也、（ロ）金五十円也（一株ノ金額五十円全額払込済）
一記号番号　（イ）は乙第一四五六一七号、は乙第一四五六一八号、（ロ）自は甲第〇九五二〇六号至は甲第〇九五二一一号
一発行年月日　昭和十六年十一月三十日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　西脇惣太郎

昭和二十一年（ヘ）第一〇八四号
岐阜市花沢町二十四番地　申立人　小坂禮二

別紙目録表示ノ債券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右債券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記債券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月五日　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　債券目録

一日本発送電株式会社第一回社債券五千円券一枚番号丁四六九
一日本発送電株式会社第五回社債券五千円券一枚番号丁〇四一
一日本発送電株式会社第十二回社債券五百円券十枚番号自乙九一一号至乙一〇〇〇号
一第一八二回興業銀行債券千円券三枚番号自五八七号至五八九号
一鐘淵紡績株式会社第一回物上担保附い号社債券百円券二枚番号甲一〇一、一〇二、五百円券一枚番号乙六一、千円券四枚番号丙二七一、二七二、二六八、二六九

昭和二十一年（ヘ）第一〇八八号
新潟県佐渡郡相川町大字大工町三十九番地二　馬嶋進方　申立人　馬嶋家督相続人　馬嶋隆

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告をした処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録

一住友通信工業株式会社新株式七十株
五十株券一枚額面金二千五百円也
記号番号　第三新丁第一九五二三号
十株券二枚　額面金五百円也
記号番号　第三新丙第一三六八一号、第三新丙第一五六八二号
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭也
発行年月日　昭和十九年七月一日
当初及最終株主　馬嶋進

昭和二十一年（ヘ）第一〇九二号
東京都千代田区神田駿河台三丁目一番地ノ一　申立人　岩崎つね

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告をした処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録

一北海道瓦斯株式会社株式一株券一枚
記号番号　甲第八三九号
額面　金五十円也（全額払込済）
発行日　大正十年五月二十五日
最終株主名義人　岩崎清太郎
最後ノ所持人　岩崎つね

昭和二十一年（ヘ）第一〇九六号
川崎市小倉千三百七十九番地　日立小倉寮　申立人　桝田健二

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告をした処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録

一株式会社日立製作所発行株式十株券五枚
発行者内訳　株式会社日立製作所
種類　株式
額面　五百円（全額払込済）
記号番号　第一八九七号、第二〇
三七九号、第二七〇九号、自第
二三七〇九号至第二三〇九一号
最終ノ株主名義人　増田健二
発行年月日　昭和十二年七月六日

昭和二十一年（ヘ）第九一六号
大阪府布施市大字下小坂七番地ノ十
　申立人　佐久間美幾
　代理人　佐久間文一郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年三月四日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十八日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録
一大日本航空株式会社第二新株式十株券一枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一一株ニ付払込金額　金二十五円也
一株券記号番号　乙第二〇六一九号
一発行者　大日本航空株式会社
一最終株主　佐久間美幾
一最終所持人　佐久間美幾

昭和二十一年（ヘ）第一六四二号
富山県富山市神通町六百十八番地
　申立人　小池善三郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　株式目録
一株券発行者　株式会社日本興業銀行
一株券種類及数並　株式五株券二枚、十株券四枚、五十株券二枚
一株券額面金額　金二百五十円、五百円、二千五百円　全額払込済
但シ一株払込金額　金五十円
一株券記号番号　戊第五五三四戊第六八一一、丙自第一二四六二同至第一二四六四、丙第四四三九二、乙第五四五、乙第二二二六三
一株券最終名義人　小池善三郎

昭和二十一年（ヘ）第一六五六号
千葉県市川市市川一丁目二十番地
　申立人　杉山ひろみ

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて、公示催告を為した処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録
（一）興国セルロイド製品工業株式会社発行株式十株券一枚
記号番号　乙第一一五号
額面　金一千円
払込金額　全額
一株金額　百円
発行年月日　昭和十八年八月八日
最終株主名義人　杉山ひろみ
（二）前同会社発行株式一株券五枚
記号番号　自丙第一一一号至同第一一五号
額面　金一百円
発行年月日　昭和十八年八月八日
最終株主名義人　前同

昭和二十一年（ヘ）第一六三四号
東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目九番地
　申立人　平野碩堯

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　株券目録
一証券発行者　株式会社日本勧業銀行
証券種類　株式一株券八通、新株式五株券二通計十八株
株券記番号　甲ゐ号自七一八一番至七一八三番、甲ゐ号二三七九番、乙ゐ号自六八七四番至六八七七番、癸い号三四二二一番、癸ろ号七四八三番
額面　金五十円
一株払込金額　金五十円但癸号は十二円五十銭
発行年月日　甲号大正十年六月二十日、乙号大正十一年九月十六日、癸号大正十二年七月一日
一証券発行者　東洋高圧工業株式会社
証券種類　新株式十株券四通
額面　金五百円
払込金額　金二百五十円（此総額一千円）
株券記番号　自は二一八二一号至は二一八二四号
発行年月日　昭和十七年七月十一日
一証券発行者　富士瓦斯紡績株式会社
株券種類　十株券五通
額面　金五百円也
記号番号　自丙第二九五一九号至丙第二九五二三号
発行年月日　昭和十一年三月十日
払込金額　金二百五十円也
商号変更　昭和二十年十二月二十二日富士紡績株式会社ト変更
一証券発行者　大日本機械工業株式会社
イ、証券種類　株式十株券一通、一株券四通
額面総額　金七百円也
一株払込金額　金五十円
株券記号番号　そ第一七三〇号（十株券）、つ自第六九四号至第六九七号（一株券）
発行年月日　昭和十九年七月二十日
ロ、証券種類　一株券七通
額面総額　金三百五十円也
一株払込金額　金五十円
株券記号番号　ゐ自一三八四号至第一三九〇号
発行年月日　昭和十八年七月二十六日
ハ、証券種類　一株券七通
額面総額　金三百五十円也
一株払込金額　金五十円
株券記号番号　ゑ自二〇四八号至二〇五四号
発行年月日　昭和十四年十一月三日
一証券発行者　株式会社明電舎
証券種類　五十株券四通、十株券四通、一株券十通
額面　金五十円
一株払込金額　金五十円、但新株仁号ハ二十五円払込済
株券記号番号　五十株券波丙一八一三号、一九五九号、仁丙五七一八号、五七一九号、十株券波乙四二三五号、四二三六号、仁乙一七五〇号、一七五一号、一株券波甲自三三六五号至三三六九号、仁甲自三一六二号至三三一六六号
一
発行年月日　波号昭和十四年九月十日、仁号昭和十九年二月十一日
一証券発行者　三菱重工業株式会社
イ、証券種類　五株券一通
額面　金二百五十円
一株払込金額　金五十円
株券記号番号　乙五七一号
発行年月日　昭和九年九月五日
ロ、証券種類　五株券一通
額面払込金額共　前者ニ同シ
株券記号番号　ろ第一八三一号
発行年月日　昭和十二年六月一日
ハ、証券種類　十株券一通
額面　金五百円
一株払込金額　金五十円
株券記番号　ウ二〇〇六一号
発行年月日　昭和十五年五月一日
ニ、証券種類　十株券二通
額面払込共　前者ニ同シ
株券記番号　C三〇〇四号、C三〇〇五号
発行年月日　昭和十七年十月一日

昭和二十一年（ヘ）第一六三八号
東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目九番地神山方
　申立人　平野茂子

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　株券目録
一証券発行者　東洋高圧工業株式会社
証券種類　十株券一通
株券記号番号　三合丙第六五〇八号
額面　金五百円
払込金額　金五百円
発行年月日　昭和十二年二月十一日
一証券発行者　東洋高圧工業株式会社
証券種類　十株券三通
株券記号番号　自丙第一七五六五号至丙第一七五六七号
額面　金五百円
払込金額　金五百円（此総額一千五百円）
発行年月日　昭和十二年六月一日
一証券発行者　東洋高圧工業株式会社
証券種類　新株式十株券四通
株券記号番号　自は第二一八二五号至は第二一八二八号
額面　金五百円
払込金額　金二百五十円（此総額一千円）
発行年月日　昭和十七年七月十一日
以上名義人　平野茂子

昭和二十一年（ヘ）第一六六四号
名古屋市北区清水町三丁目
　申立人　松山圓彌
　右申立代理人　田中泰岩
　同　三神武男

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　物件目録
一証券ノ種類及数　五十株券二枚（一株ニ付額面金五十円也）
一番号　は第四三九三号、は第五七一六号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ氏名住所　東京都京橋区京橋一丁目四番地大日本兵器株式会社
一証券発行ノ年月日　昭和十八年一月一日
一株主ノ住所氏名　名古屋市北区清水町三丁目松山圓彌
一証券ノ種類及数　五十株券一枚（一株ニ付額面金五十円）
一番号　D八五八四号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ氏名住所　東京都麹町区丸ノ内二丁目三菱重工業株式会社
一証券発行ノ年月日　昭和十七年十月一日
一株主ノ住所氏名　名古屋市北区清水町三丁目松山圓彌
一証券ノ種類及数　五十株券一枚（一株ニ付金五十円）
一番号　戊第一九一号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都日本橋区本町三丁目九番地三日本鋼管株式会社

一証券発行ノ年月日　昭和十七年三月二日
一株主ノ住所氏名　名古屋市北区清水町三丁目松山圓彌
一証券ノ種類及数　五十株券一枚（一株ニ付額面金五十円）
一番号　ろ乙第一〇五号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都芝区新櫻田町十七番地日本ピストンリング株式会社
一証券発行ノ年月日　昭和十四年八月二十五日
一株主ノ住所氏名　名古屋市北区清水町三丁目松山圓彌
一証券ノ種類及数　五十株券二枚（一株ニ付金五十円）
一番号　丙種第一一三六号、丙種第一一四八号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区内幸町二丁目三番地東洋製罐株式会社
一証券発行ノ年月日　昭和十六年九月二十日
一株主ノ住所氏名　名古屋市北区清水町三丁目松山圓彌

昭和二十一年（ヘ）第一六六八号
名古屋市北区光音寺町字旭百番地櫻護謨株式会社名古屋工場内
　申立人　伊藤由郎
　右申立代理人弁護士　田中泰岩
　同　三神武男

別紙目録表示ノ証券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右証券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記証券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十二日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　物件目録
一証券ノ種類及数　十株券一枚（額面一株金五十円）
一番号　仁丙第三三九三二号
一金額　一株ニ付金十二円五十銭払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内三丁目四番地日本石油株式会社
一証券発行年月日　昭和十六年八月二十五日
一株主ノ住所及氏名　名古屋市北区光音寺町字旭百番地櫻護謨株式会社名古屋工場内伊藤由郎
一証券ノ種類及数　十株券一枚（額面一株ニ付金五十円）
一番号　る第五七四四七号
一金額　一株ニ付金三十七円五十銭払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都日本橋区室町一丁目十番地日本鉱業株式会社
一証券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
一株主ノ住所及氏名　名古屋市北区光音寺町字旭百番地櫻護謨株式会社名古屋工場内伊藤由郎
一証券ノ種類及数　五十株券一枚（額面一株ニ付金五十円）
一番号　丙第三〇九三号
一金額　一株ニ付金二十五円払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都本郷区元町二丁目三十七番地大日本航空株式会社
一証券発行年月日　昭和十五年一月一日
一株主ノ住所及氏名　名古屋市北区光音寺町字旭百番地櫻護謨株式会社名古屋工場内伊藤由郎

昭和二十一年（ヘ）第一〇七二号
三重県松阪市大字黒田町
　申立人　小西欽一
同所同番地右法定代理人親権者　小西久子
　右訴訟代理人弁護士　野呂正蓬
　右復代理人弁護士　下山四郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十四日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録
一、日東化学工業株式会社五十株券二枚

種類	株券額面	払込金額	一株ノ金額	記号番号	発行年月日
五十株券	二五〇〇・〇〇円	五〇・〇〇円	五〇・〇〇円	と第五〇四号	昭和十九年二月二十日
同	二五〇〇・〇〇	二五・〇〇	五〇・〇〇	丙第一〇〇九号	昭和十九年十一月十九日

発行者　日東化学工業株式会社取締役社長藤山愛一郎
最終株主　小西欽一

二、日東化学工業株式会社十株券十枚

種類	株券額面	払込金額	一株ノ金額	記号番号	発行年月日
十株券	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	ろ第五六八二号	昭和十二年十月一日
同	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	ろ第六一九三号	同
同	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	ろ第九三五五号	昭和十九年二月十日
同	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	ろ第八〇六七号	同
同	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	自ろ第七六九三号至ろ第七六九七号	同
同	五〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	ろ第六九〇七号	同

発行者　日東化学工業株式会社取締役社長藤山愛一郎
最終株主　小西欽一

昭和二十一年（ヘ）第一〇七六号
富山市蜷川百七十番地最勝寺内
　申立人　日南田幸枝

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十四日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録
一三菱重工業株式会社株式五十株券二通
但シ

種類	枚	額面	払込金額	記号番号
五十株券	一	二千五百円	一株ニ五十円	ツ〇三七九号

発行者　東京都麹町区丸ノ内二丁目四番地三菱重工業株式会社取締役社長郷古潔
最終名義人　日南田幸枝

昭和二十一年（ヘ）第一六七三号
名古屋市昭和区川名本町六ノ七九
近藤朝利方　申立人　今井公喜

別紙目録表示ノ証券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十四日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右証券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記証券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十四日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　物件目録
一証券ノ種類及数　十株券五通（一株ニ付額面金五十円）
一番号　自C四八二七一号至C四八二七五号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内二丁目三菱重工業株式会社
一証券発行ノ年月日　昭和十七年十月一日
一株主ノ住所氏名　名古屋市昭和区川名本町六丁目七十九番地近藤朝利方今井公喜
一証券ノ種類及数　十株券四枚（一株ニ付額面金五十円）
一番号　自い丙第五八九八三号至い丙第五八九八六号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内二丁目株式会社三菱本社
一証券発行ノ年月日　昭和十八年二月八日
一株主ノ住所氏名　名古屋市昭和区川名本町六丁目七十九番地近藤朝利方今井公喜

昭和二十一年（ヘ）第一六七七号
福井県坂井郡三國町上頃砂三十五番地
　申立人　吉田他嘉馬
　右申立代理人　田中泰岩
　同　三神武男

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十四日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　物件目録
一証券ノ種類及数　十株券一枚、一株券七枚（一株ニ付額面金五十円）
一番号　十株券丙第一〇四一七八号、一株券自丁第一〇一三三号至丁第一〇一三七号、丁第二二五二四五号、丁第二二五二四六号
一金額　全額払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内三丁目十二番地株式会社日立製作所
一証券発行年月日　昭和十五年十二月二十六日
一株主ノ住所氏名　福井県坂井郡三國町上頃砂三十五番地吉田他嘉男

昭和二十一年（ヘ）第五六四号
名古屋市西区八坂町一丁目六十五番地
　申立人　入山篤松
　右代理人弁護士　今井義雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十四日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十四日
　東京区裁判所第七民事掛

（別紙）　目録
一日本発送電株式会社株式五十株券二枚
一額面金二千五百円也（一株ノ金額五十円全額払込済）
一記号番号　ほ丙第七一六二号、ほ丙第七一六三号
一発行年月日　昭和十七年六月一日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　入山篤松

昭和二十一年（ヘ）第一二八六号
東京都港区麻布東鳥居坂町十三番地　申立人　浅野八郎
右代理人弁護士　横山茂
同　根本好夫

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）
一株式銘柄　株式会社東京宝塚劇場
一株券種類及ヒ数量　十株券一枚
一株金額　金二百円（全額払込済）
一記番号　新乙第三六四二号
一発行者　株式会社東京宝塚劇場取締役社長小林一三
一発行年月日　昭和十年九月十日
一発行当時名義人　浅野八郎
一最終名義人　浅野八郎

昭和二十一年（ヘ）第一二五八号
東京都港区芝高輪南町四十四番地　申立人　吉村万治郎
右代理人弁護士　山田敬太郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　物件目録
旭化工業株式会社株式五百株此株券五十株券五百株
一但シ株券ノ額面総額　一株ニ付二千五百円也
一株ノ払込金額　五十円也（全額払込済）
一株券ノ記号番号及発行年月日　新株券自第四三一号至第四四〇号、第三昭和十五年三月三十日発行
一株券名義人最初ノ株主氏名吉村万治郎、最終ノ株主氏名東京都荒川区尾久町九丁目二千八百五十番地旭電化工業株式会社

昭和二十一年（ヘ）第一二九八号
岡山県真庭郡久世町大字久世二千六百六十六番地ノ三　申立人　建井為次

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
（一）三菱重工業株式会社発行株式十株券五枚
記号番号　自C第四二五八六号至同第四二五九〇号
額面金額　金五百円
払込金額　金全額
一株金額　金五十円
発行年月日　昭和十七年十月一日
最終株主名義人　建井為次
（二）前同会社発行株式五十株券一枚
記番号　D第一九三六四号
額面金額　金二千五百円
払込金額　金全額
一株金額　金五十円
発行年月日　前同
最終株主名義人　前同

昭和二十一年（ヘ）第一一九八号
廣島市古田町高須二百二十九ノ二中村蓮方　申立人　高橋多嘉子
右代理人弁護士　山根篤
同　今井義雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
日本発送電株式会社株式十株券九枚
一額面金額　金五百円也（一株ノ金額五十円全額払込済）
一記号番号　（イ）自い乙第三二九八号至い乙第三二九九号、（ロ）自は乙第一五三六九三号至は乙第一五三六九九号
一発行年月日　（イ）昭和十四年七月一日、（ロ）昭和十六年十一月三十日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　高橋多嘉子

昭和二十一年（ヘ）第一二六二号
神戸市須磨区塩屋町千六百四十五番地ノ十一　申立人　佐川興一

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一松竹株式会社株式五十株
内訳　十株券第二新乙第七〇六号、同第二三〇一号、同第四二二二号、同第四二二七号、同第四二三七号
一株ノ金額　金五十円
各一株ニ付払込ミタル株金額　金五十円
株式名義人　佐川興一

昭和二十一年（ヘ）第一二六六号
川口市鳩ヶ谷町千八百十八番地豊田豊三郎方　申立人　田平寛

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株券目録
帝国産金興業株式会社発行株券五十株券二枚
記号番号　ロ第一四〇二号、ロ第一四〇三号、全額払込済ノモノ
一最終株主名義人　田平寛
一最後ノ所持人　田平寛
一株ノ額　金五十円也

昭和二十一年（ヘ）第一二七八号
名古屋市千種区元古井五番地ノ六　申立人　藤本一雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株券目録
東京瓦斯株式会社発行株式五十株券四通
一記号番号　自波内九七二号至九七四号、波内五二〇号
一額面　金一万円也
一一株ノ金額　五十円也（五千円払込）
一最終ノ株主名義人　藤本一雄
日本発送電株式会社発行株式十株券五通
一記号番号　自い乙第一七五二四三号至七七五二四六号、は乙第一一四九五一号
一額面　金五百円也
一一株ノ金額　五十円也（全額払込済）
一最終ノ株主名義人　藤本一雄

昭和二十一年（ヘ）第一二九〇号
愛知県越智郡波止浜町飛田医院内　申立人　後藤田亨一
右代理人弁護士　山根篤
同　今井義雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
日本発送電株式会社株式十株券一枚
一額面　金五百円也
一記号番号　い乙第七七一八三号
一払込金額　全額払込済
一発行年月日　昭和十四年七月一日
一発行者　日本発送電株式会社
一最終名義人　後藤田亨一

昭和二十一年（ヘ）第一二九四号
横浜市西区楠町五十七番地ノ一　申立人　高松岩雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
古河電気工業株式会社株式十株券二枚
一記号番号　（1）イ第六九一一七号昭和十三年九月二十一日発行
（2）シ第一三四九号昭和十八年一月八日発行
一額面金額　金五百円也
一一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
一最初ノ株主名義人　高松岩雄
一最終ノ株主名義人　同人
一発行者　古河電気工業株式会社

昭和二十一年（ヘ）第一三〇二号、第一三〇六号、第一三一〇号
東京都港区麻布東鳥居坂町十三番地浅野八郎方　申立人　浅野豊子
同所　同　浅野久綱
同所　同　浅野桃枝
右三名法定代理人親権者　浅野八郎
同代理人弁護士　横山茂
同　根本好夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年四月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日。
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　失権スヘキ株券目録
（一）
一株式銘柄　浅野セメント株式会社旧株式
一株券種類及ヒ数量　一株券五枚
一株金額　金五十円（全額払込済）
一記番号　旧甲自第二〇六三号至第二〇六七号
一発行者　浅野セメント株式会社取締役社長浅野総一郎
一発行年月日　大正六年十一月二十日
一発行当時名義人　浅野豊子
一最終名義人　浅野豊子
（二）
一株式銘柄　浅野セメント株式会社旧株式
一株券種類及ヒ数量　十株券一枚
一株金額　金五百円（全額払込済）
一記番号　旧乙第一一三二五号
一発行者　浅野セメント株式会社取締役社長浅野総一郎
一発行年月日　大正六年十一月二十日
一発行当時名義人　株式会社徳田商会取締役社長徳田昂平
一最終名義人　浅野久綱
（三）
一株式銘柄　浅野セメント株式会社旧株式
一株券種類及ヒ数量　一株券五枚
一株金額　金五十円（全額払込済）
一記番号　旧甲自第二〇六八号至第二〇七二号
一発行者　浅野セメント株式会社取締役社長浅野総一郎
一発行年月日　大正六年十一月二十日
一発行当時名義人　浅野豊子
一最終名義人　浅野桃枝

昭和二十二年（ヘ）第一三一四号
東京都杉並区荻窪二丁目八十番地　申立人　尾上八郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一東京瓦斯株式会社新株式一株券一枚、十株券六枚
株券額面　一株券金五十円、十株券金五百円
払込金額　一株ニ付金二十五円
記号番号　一株券波甲第四三六一号　十株券自波乙第一四二六九号至波乙第一四二七四号
発行者　東京瓦斯株式会社取締役社長井坂孝
発行日　昭和八年四月二十日
最終株式名義人兼所持人　尾上八郎

昭和二十一年（ヘ）第一三一八号
東京都港区赤坂新町三丁目四十五番地　申立人　松原敏英

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一開発塩業株式会社株式五十株券一枚
一株ノ金額　金五十円也
額面ノ金額　金二千五百円也
株券発行者　開発塩業株式会社取締役社長小野耕一
株券ノ発行日　昭和十一年五月一日
記号番号　内第三二九四号
最終株主名義人　松原敏英

昭和二十一年（ヘ）第一三二二号
三重県鈴鹿市寺家町千八百九十一番地　申立人　後藤たね

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券四枚
株券記号番号　よ自第六二八七五号至第六二八七八号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　後藤たね
現在名義人　後藤たね
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券五枚
株券記号番号　た自第一二七七七八号至第一二七七八二号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　後藤たね
現在名義人　後藤たね

昭和二十一年（ヘ）第一三二六号
静岡県浜名郡雄踏町山崎三千百六十番地水野花吉方　申立人　浅羽すみ

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券二枚
株券記号番号　よ第六六九一七号、第六六九一八号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　浅羽すみ
現在名義人　浅羽すみ
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券七枚
株券記号番号　た自第一三六五一一号至第一三六五一七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　浅羽すみ
現在名義人　浅羽すみ

昭和二十一年（ヘ）第一三三〇号
北海道空知郡美唄町三菱美唄鉱業所　申立人　小野寺カガ

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月九日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十三日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券一枚
株券記号番号　と第二二一二四号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十年三月二十日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　荒川宗二
現在名義人　小野寺カガ
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券五枚
株券記号番号　甲自第一九九〇七五号至第一九九〇七九号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五百円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　小野寺長夫
現在名義人　小野寺カガ
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券七枚
株券記号番号　を自第一七五一三号至第一七五一九号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五十円也
払込金額　金三十七円五十銭也
最初ノ株主名　小野寺カガ
現在名義人　小野寺カガ

昭和二十一年（ヘ）第一六六六号
名古屋市北区志賀町六百六十三番地　申立人　玉田稔夫
右代理人弁護士　福井盛太
同　田中泰岩
同　三神武男

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　物件目録
一証券ノ種類及数　十株券三枚、一株券二十枚（額面一株ニ付金五十円）
一番号　十株券自内第一〇一四二九号至内第一〇一四三一号、一株券自丁目第八〇七七号至丁第八〇八三号、同自丁第一〇七六五二号至丁第一〇七六五三号、同自丁第一五四六一二号至丁第一五四六一五号、同自丁第一二〇八〇二号至丁第一二〇八〇三号、同丁第一四二〇〇五号
一金額　一株ニ付金五十円払込済
一証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内二丁目十二番地株式会社日立製作所
一証券発行年月日　昭和十五年十二月二十六日
一株主ノ住所及氏名　名古屋市北区志賀町六百六十三番地玉田稔夫

昭和二十一年（ヘ）第一六三二号
東京都杉並区西高井戸一丁目三十八番地　申立人　中島亨一

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目録
一、日清紡績株式会社発行株式十株券三枚
記号番号　乙第一八七九号、乙第七六一四号、ゐ乙第一〇一五号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
二、株式会社日立製作所発行株式十株券七枚
記号番号　自て第一二六〇五号至て第一二六〇六号、自ネ第六一八八号至ネ第六一九二号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
三、森永食糧工業株式会社発行株式十株券四枚
記号番号　乙い第八八九号、乙い第八九〇号、乙ろ第七五七号、乙ろ第四九八二号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
以上各株式ノ
最終株主　中島亨一
最後ノ所持人　中島亨一

昭和二十一年（ヘ）第一六三六号
兵庫県多紀郡味間村大沢二百四十五番地　申立人　桂章夫
右法定代理人親権者　母　桂昌子

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株券目録
日本鉱業株式会社発行株式十株券三通
一記号番号　乙九四一八三号、八〇三一一号、八〇二三二号
一額面　金五百円也
一一株ノ金額　五十円也（全額払込済）
一発行年月日　昭和十四年三月三日
一最終株主名義人　桂三郎

昭和二十一年（ヘ）第一六四四号
兵庫縣尼崎市難波新町四丁目三百四十二番地　申立人　池田德太郎

別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した處昭和二十二年四月二十五日午前十時の期日迄に權利の屆出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無效を宣言する。

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株式目錄
一　池田德太郎分
一　株券発行者　株式会社日本興業銀行
一　株券種類及数　五十株券五枚
一　株券額面金額　金五百円全額拂込済
　但シ一株拂込金額　金五十円
一　株券記号番号　丙第四九六〇、丙第一〇八二、丙第一七四五、丙第五三〇六、丙第一五三〇九
一　株券最終名義人　池田德太郎

昭和二十一年（ヘ）第一六五四号
千葉縣市川市市川一丁目二十番地　申立人　杉山保象

別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した處昭和二十二年四月二十五日午前十時の期日迄に權利を屆出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目錄
（一）興國セルロイド製品工業株式会社
一　発行株式　五十株券八枚
一　記号番号　自甲第一号至同第八号
一　額面金額　金五千円
一　拂込金額　金全額
一　一株金額　金百円
一　発行年月日　昭和十八年八月八日
一　最終株主名義人　杉山保象
（二）前同会社
一　発行株式　十株券二十枚
一　記号番号　自乙第一八号至同第三七
一　額面金額　金一千円
一　拂込金額　金全額
一　一株金額　金百円
一　発行年月日　前同
一　最終株主名義人　前同

昭和二十一年（ヘ）第一六五八号
甲府市柳町十一番地　申立人　土屋みね
右申立代理人弁護士　若林清
同　長谷川武

別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した處昭和二十二年四月二十五日午前十時の期日迄に權利を屆出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目錄
一　株式会社三井本社株式十株券一枚
一　株券ノ額面　金五百円
一　発行年月日　昭和十六年十月一日
一　発行者　三井物産株式会社（旧商号）代表取締役社長向井忠清
一　従前ノ株式名義人　山一証券株式会社
一　最終名義人　土屋みね
一　記号番号　い戊第一七六一六号
一　日本鉱業株式会社株式一株券二十四枚
一　株券ノ額面　金五十円（全額拂込済）但シを自第四一〇四七号至第四一〇五一号（五枚）ニ付テハ三十七円五十錢拂込
一　発行年月日　（一）甲自第三六七五四号至第三六七六二号（九枚）（二）甲第六八五六七号（一枚）昭和十四年三月三日（三）た自第七六一二三号至第七六一三一号（九枚）昭和十八年九月十五日（四）を自第四一〇四七号至第四一〇五一号（五枚）昭和十六年十一月十三日
一　発行者　（一）甲自第三六七四五号至第三六七六二号、甲第六八五六七号、を自第四一〇四七号至第四一〇五一号東京都芝区田村町一丁目二十番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉（二）た自第七六一二三号至第七六一三一号同社取締役社長島田利吉
一　記号番号　前掲ノ通リ
一　現在名義人　土屋みね
一　三井物産株式会社株式十株券一枚
一　株券ノ額面　金五百円（但全額拂込済）
一　発行年月日　昭和十九年五月十五日
一　発行者　三井物産株式会社代表取締役社長住井辰男
一　最初名義人　土屋みね
一　最終名義人　土屋みね
一　記号番号　戊第〇八七二五号
一　日本水産株式会社（旧称日本海洋漁業統制株式会社）株式十株券一枚
一　額面　金五百円
一　一株ニ付拂込額　金二十五円
一　記号番号　乙第二二九四五号
一　発行者　日本海洋漁業統制株式会社社長田村啓三
一　最初ノ株主　土屋みね
一　最終名義人　土屋みね

昭和二十一年（ヘ）第一六七一号
名古屋市北区田幡町　申立人　上田晃三
右申立代理人弁護士　福井盛太
同　田中泰岩
同　三神武男

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　物件目錄
一　証券ノ種類及数　五十株券一枚（一株ニ付額面金五十円）
一　番号　ほ乙第一一三〇八号
一　金額　一株ニ付金十二円五十銭拂込済
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都京橋区宝町一丁目七番地昭和電工株式会社
一　証券発行年月日　昭和十九年六月二十日
一　株主ノ住所及氏名　名古屋市北区田幡町上田晃三
一　証券ノ種類及数　五十株券三枚十株券五枚（額面一株ニ付金五十円）
一　番号　五十株券鋼波第一八九〇号、第六新波第五七一五号、第五新波第一五九三六号、十株券自第六新呂第一五一七五五号至第六新呂第一五一七七号、第六新呂第二七二五号、第六新呂第一五二六四号
一　金額　全額拂込済（五十株券鋼波、五十株券第五新波）、一株ニ付十二円五十銭拂込済（五十株券第六新波、十株券）
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区大手町二丁目八番地日本曹達株式会社
一　証券発行年月日　昭和十四年二月十八日（五十株券鋼波分）、昭和十五年十二月二日（十株券）（五十株券第六新波分）昭和十二年十月三十日（五十株券第五新波分）
一　株主ノ住所氏名　名古屋市北区田幡町上田晃三
一　証券ノ種類及数　十株券五枚（額面一株ニ付金五十円）
一　番号　自第二新乙第七八二号至第二新乙第七八五号、第二新乙第一九四八号
一　金額　全額拂込済
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都麹町区丸ノ内二丁目二番地品川白煉瓦株式会社
一　証券発行年月日　昭和十三年十一月十日
一　株主ノ住所氏名　名古屋市北区田幡町上田晃三
一　証券ノ種類及数　五十株券一枚（一株ニ付額面金五十円）
一　番号　は第六四一号
一　金額　全額拂込済
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都京橋区京橋一丁目四番地大日本兵器株式会社
一　証券発行年月日　昭和十八年一月一日
一　株主ノ住所氏名　名古屋市北区田幡町上田晃三

昭和二十一年（ヘ）第一六七五号
名古屋市北区柳原町二百二十六番地　申立人　加藤いつ
右申立代理人弁護士　福井盛太
同　田中泰岩
同　三神武男

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　物件目錄
一　証券ノ種類及数　十株券七枚（一株ニ付額面金五十円）
一　番号　自は乙第一八三七八一号至は乙第一八三七八六号（旧株）、ほ乙第三八一五号（新株）
一　金額　全額拂込済
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都小石川区小石川町一丁目一番地日本発送電株式会社
一　証券発行ノ年月日　旧株昭和十六年十一月三十日、新株昭和十七年六月一日
一　株主ノ住所氏名　名古屋市北区柳原町二丁目二六番地加藤いつ

昭和二十一年（ヘ）第一六七九号
東京都文京区駒込坂下町八十五番地　申立人　川北貞

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　目錄
一、東京瓦斯株式会社発行株式一株券五枚
　記号番号　自第四新丙第一四八三号至第四新丙第一四八七号
　額面　金二十円也（全額拂込済）
二、同会社発行株式十株券一枚
　記号番号　第四新乙第一四四五号
　額面　金二百円也
　一株ノ金額　金二十円也（全額拂込済）
以上各株式ノ発行日　昭和十三年四月一日
最終株主　川北貞
最後ノ所持人　川北貞

昭和二十一年（ヘ）第一六八七号
大阪市住吉区帝塚山東五丁目二十九番地　申立人　島貞二郎

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株券目錄
日本ニッケル株式会社株式二十株ニ對スル十株券二枚
一　最終株主住所氏名　大阪市住吉区帝塚山東五ノ二九島貞二郎
一　株券額面金額　金五百円也
一　一株ノ金額　金五十円也
一　拂込金額　全額拂込済
一　株券ノ記号番号　甲波第七八六号、丙波第七九七号
一　株券発行日　（甲）昭和十三年七月二十日、（丙）昭和十五年九月二十五日
一　株券発行者　日本ニッケル株式会社取締役社長芝辻正晴

昭和二十一年（ヘ）第一六九一号
北海道札幌市北五條西十三番地ノ一　申立人　山田ホテル

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　株券目錄
日本ニッケル株式会社株式三百株ニ對スル百株券三枚
一　最終株主住所氏名　北海道札幌市北五條西十三丁目一番地山田ホテル
一　株券額面金額　金五千円也
一　一株ノ金額　金五十円也
一　拂込金額　全額拂込済
一　株券ノ記号番号　丙ゆ第四号、第五号、第六号
一　株券発行日　昭和十五年九月二十五日
一　株券発行者　日本ニッケル株式会社取締役社長芝辻正晴

昭和二十一年（ヘ）第一六七〇号
名古屋市北区志賀町五百六十四番地　申立人　玉田新造
右申立代理人弁護士　福井盛太
同　田中泰岩
同　三神武男

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十五日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十五日
東京区裁判所第五民事掛

（別紙）　物件目錄
一　証券ノ種類及数　十株券一枚、一株券一枚（額面一株ニ付五十円）
一　番号　十株券い乙第二二一六五二号、一株券い甲第一一一八二八号
一　金額　全額拂込済
一　証券発行者ノ住所氏名　東京都小石川区小石川町一丁目一番地日本発送電株式会社
一　証券発行年月日　昭和十四年七月一日
一　株主ノ住所及氏名　名古屋市北区志賀町五六四番地玉田新造

昭和二十一年（ヘ）第一三〇九号
神戸市長田区西代字四ノ谷十四番屋敷　申立人　岩佐恒明

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目錄
一　日本発送電株式会社株式五十株券一枚
　株券額面　金二千五百円也
　一株ノ金額　金五十円也
　一株ニ付拂込金額　金五十円也
　記号番号　い丙第三三〇四三号
　発行者　日本発送電株式会社右総裁新井章治
　発行年月日　昭和十四年七月一日
　最終株主名義人　岩佐恒明
一　日本発送電株式会社株式十株券五枚
　株券額面　金五百円也
　一株ノ金額　金五十円也
　一株ニ付拂込金額　金五十円也
　記号番号　自は乙第二三一四五七号至第二三一四六〇号及ヒほ乙第一一〇一六号
　発行者　日本発送電株式会社右総裁新井章治
　発行年月日　昭和十六年十一月三十日但自は乙第二三一四五七号至第二三一四六〇号、昭和十七年六月一日但ほ乙第一一〇一六号
　最終株主名義人　岩佐恒明

昭和二十一年（ヘ）第一四三九号
千葉縣市川市高石神八五番地　申立人　大川寅吉

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　株券目錄
淺野セメント株式会社発行十株券五枚
一株ノ額面金五十円ニシテ金三十円拂込済ノモノ
記号番号　波乙自第二四六一二号至第二四六一三号、波乙第二四六四六五一号、波乙第二四六五六号、波乙第二四七三二号
発行年月日　大正十年六月二十五日
最終株主名義人　大川寅吉
最後ノ所持人　同人

昭和二十一年（ヘ）第一三八七号
長野縣北佐久郡軽井沢町南原三千六百八番地　申立人　長岡壽吉

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　株券目錄
一　日本発送電株式会社発行株式十株券四通
一　記号番号　ろ乙自第三四九八一号至第三四九八四号
一　額面　金五百円也
一　一株ノ金額　五十円也（内二十五円拂込）
一　発行年月日　昭和十四年七月一日
一　最終ノ株主名義人　長岡壽吉

昭和二十一年（ヘ）第一四三五号
東京都大田区池上徳持町一一三ノ三　申立人　秋山康三

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　株券目錄
一　京成電氣軌道株式会社発行株式五十株券二通、十株券三通
一　記号番号　亥新丙第〇三三五五号、第〇三三五六号（五十株券分）、亥新乙第三七〇二、同第七一一二四、同第九七三九号（十株券分）
一　額面　金二千五百円也（五十株券分）五百円也（十株券分）
一　一株ノ金額　五十円也（全額拂込済）
一　最終ノ株主名義人　神山三郎（但シ五十株券分）
一　最終ノ株主名義人　池田力三郎（但シ十株券分）

昭和二十一年（ヘ）第一四五一号
横須賀市逗子櫻山切通坂上二四〇五番地　申立人　林トヨ

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　失權スヘキ株券目錄
一　株式銘柄　鐘淵工業株式会社株式
一　株券種類及ヒ数量　五十株券五枚、十株券一枚、一株券六枚
一　株金額　五十株券額面金二千五百円（内金一千二百五十円拂込済）、十株券額面金五百円（内金二百五十円拂込済）、一株券額面金五十円（内金二十五円拂込済）
一　記号番号　五十株券は第一九〇〇七号乃至は第一九〇一一号、十株券ろ第二四二七五号、一株券い第一八六九八号乃至い第一八七〇三号
一　発行年月日　昭和十九年二月一日
一　発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
一　発行当時名義人　林トヨ
一　最終名義人　同上

昭和二十一年（ヘ）第一四一五号
千葉縣安房郡和田町和田　申立人　渡辺兼吉

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目錄
一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券一枚
　株券記号番号　乙第一六五〇一号
　株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
　株券発行年月日　昭和十四年三月三日
　額面　金五百円也
　拂込金額　金五百円也
　最初ノ株主名　満洲重工業開発株式会社
　現在名義人　渡辺兼吉
二、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券九枚
　株券記号番号　た自第四四六六三号至第四四六七一号
　株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
　株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
　額面　金五十円也
　拂込金額　金五十円也
　最初ノ株主名　渡辺兼吉
　現在名義人　渡辺兼吉

昭和二十一年（ヘ）第一四二三号
富山市星井町十二番地　申立人　久保銀一

別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目錄
一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券四枚
　株券記号番号　上自第四七五七五号至第四七五七八号
　株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
　株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
　額面　金五百円也
　拂込金額　金五百円也
　最初ノ株主名　久保銀一
　現在名義人　久保銀一
二、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券九枚
　株券記号番号　た自第九五八〇〇号至第九五八〇八号
　株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
　株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
　額面　金五十円也
　拂込金額　金五十円也
　最初ノ株主名　久保銀一
　現在名義人　久保銀一

一証券種類　日本鉱業株式会社株式一
株券一枚
株券記号番号　た第一五七二八七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　宮島重則
現在名義人　久保銀一
一証券種類　日本鉱業株式会社株式五十
株券一枚
株券記号番号　ぬ第一三九一七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金二千五百円也
払込金額　金一千八百七十五円也
最初ノ株主名　山田志臣
現在名義人　久保銀一

昭和二十一年（ヘ）第一四一一号
兵庫県芦屋市前田町五番地
申立人　舟橋　頼久

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券一枚
株券記号番号　波第二八一六〇号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長竹内維彦
株券発行年月日　昭和十八年九月三十日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　株式会社黒川商店
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券一枚
株券記号番号　と第三五七一号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十年三月二十日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　岡田藤之助
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券一枚
株券記号番号　乙第九六三五六号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　舟橋頼久
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券一枚
株券記号番号　乙第七一九七三号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　岩崎俊一
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券二枚
株券記号番号　乙第一〇六四四五号、第一〇六四四六号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　木村速二
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式十
株券一枚
株券記号番号　よ第五八一四〇号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　舟橋頼久
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一
株券八枚
株券記号番号　た自第一一七七三六号至第一一七七四三号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　舟橋頼久
現在名義人　舟橋頼久
一証券種類　日本鉱業株式会社株式一
株券四枚
株券記号番号　甲自第一五二九〇七号、至第一五二九一〇号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　満洲重工業開発株式会社
現在名義人　舟橋頼久

昭和二十一年（ヘ）第一四一九号
福井県吉田郡松岡町室第四十三号三十九番地松島末松方
申立人　和田　小仙

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券四枚
株券記号番号　よ自第二一二九四号至第二一二九七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　和田小仙
現在名義人　和田小仙
二、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券五枚
株券記号番号　た自第四三二六一号至第四三二六五号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式會社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　和田小仙
現在名義人　和田小仙

昭和二十一年（ヘ）第一四〇七号
香川県丸亀市十番丁三七
申立人　宇多田勇三

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十八日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
証書ノ重要ナル趣旨
一日本製鉄株式会社株式十一株
但
種類　一株券
記号番号　ろ甲自第一八三一号至一八三三号三枚、は甲自第二四四九号至第二四五二号四枚、に甲自第三五三七七号至第三五三八〇号四枚
株式名義人　宇多田勇三

昭和二十一年（ヘ）第一二〇九号
大阪府布施市大字下小阪七番地ノ十
申立人　佐久間美幾

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月八日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十八日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一王子製紙株式會社株式十株券一枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一一株ニ付払込金額　金五十円也
一株券記号番号　丙子ろ第一七七〇号
一発行者　王子製紙株式會社取締役社長藤原銀次郎
一発行年月日　昭和十一年八月一日
一当初株主　株式会社千葉合同銀行
一最終株主　佐久間美幾
一最終所持人　佐久間美幾

昭和二十一年（ヘ）第一三〇一号
大阪府布施市永和一丁目二十二番地
申立人　藤澤　保治

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月八日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十八日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一住友通信工業株式會社新株式五十株券一枚
但シ
記番号　第三新丁第五三三五号
株券額面　金二千五百円
一株ノ金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金二十五円
発行年月日　昭和十九年七月一日
最終株主　藤澤保治
発行者　住友通信工業株式會社生産責任者社長梶井剛

昭和二十一年（ヘ）第一四七九号
兵庫県明石市鍛冶屋町三三番地ノ三
申立人　竹内清次郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券十枚
株券記号番号　乙自第一一一三九二号至第一一四〇一号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日

額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　株式会社平沼事務所
現在名義人　竹内清次郎
二、証券種類　日本鉱業株式会社新株式十株券五枚
株券記号番号　ゑ自第二七三三五号至第二七三三九号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五百円也
払込金額　金三百七十五円也
最初ノ株主名　竹内清次郎
現在名義人　竹内清次郎

昭和二十一年（ヘ）第一一一七号
大阪府布施市永和一丁目二十二番地
申立人　藤澤　保治

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十一年十二月二十一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一台湾興業株式会社株式一株券五通十株券二通
但シ記番号　自は第三五六号至第三六〇号、自ろ第三七三九号至第三七四〇号
株券額面　一株券金五十円十株券金五百円
一株払込金額　金五十円
発行年月日　昭和十六年三月三十日
最終株主　藤澤保治
発行者　台湾興業株式会社取締役社長大川鐵雄

昭和二十一年（ヘ）第一四七五号
青森県三戸郡田子町森升治方
申立人　粕谷　清見

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一、証券種類　日本鉱業株式會社株式十株券一枚
株券記号番号　よ第二七六〇〇号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五百円也
払込金額　金五百円也
最初ノ株主名　粕谷清見
現在名義人　粕谷清見
二、証券種類　日本鉱業株式會社株式一株券八枚
株券記号番号　た自第五六七七八四号至第五六七九一号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初ノ株主名　粕谷清見
現在名義人　粕谷清見

昭和二十一年（ヘ）第一一七三号
名古屋市中村区太閤通一丁目五〇番地
申立人　小原　豊郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　証書ノ重要ナル旨趣目録
一銘柄　浅野セメント株式会社株式
株券種類記号番号及株数　一株券ゐ甲第一九八三号ヨリゐ甲第一九九〇号マデ八枚、波甲第二八九三号一枚、波甲第二九〇九号一枚、ゐ乙第十株券ゐ乙第二一五〇七号、ゐ乙第二一五〇八号二枚
一株ノ株金額　金五十円也
一株ノ払込金額　金五十円也
株主名義人　株券発行当時ゐ甲第一九八三号ヨリゐ甲第一九九〇号マデ一株券八枚ハ宮岡亥助、波甲第二八九三号一株券一枚及波甲第二九〇九号一株券一枚ハ共ニ奥村繁太郎、ゐ乙第二一五〇七号、ゐ乙第二一五〇八号十株券二枚ハ徳田猪太郎
最終名義人　小原豊郎（前記株式全部）
発行年月日　波甲第二九〇九号一株券一枚ハ大正十年六月二十五日、其余ノ前記株券ハ全部大正十三年六月二十一日
発行者　東京都麹町区丸ノ内一丁目六番地ノ一浅野セメント株式会社右代表取締役浅野八郎

昭和二十一年（ヘ）第一四六三号
東京都大田区久ケ原町千二百三十九番地
申立人　岡部直治郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一銘柄　鐘淵工業株式会社株式一株券七枚
一記号番号　甲自第三一〇四四号至第三一〇五〇号
一額面金額　金五十円也（全額払込済）
一同会社株式十株券二枚
一記号番号　乙自第一一三八二号至第一一三八三号
一額面金額　金五百円也（全額払込済）
一同会社株式一株券五枚
一記号番号　い自第一五四五号至一五四九号
一額面金額　金五十円也（二十五円払込）
一同会社株式一株券三枚
一記号番号　い自第三三三四九号至三三三五一号
一額面金額　金五十円也（二十五円払込）
一発行年月日　昭和十九年二月一日
一発行者　鐘淵工業株式会社
一最終名義人　岡部直治郎
一最終所持人　同人

昭和二十一年（ヘ）第一四六七号
千葉県船橋市二子町四四一番地浅田良平方
申立人　浅田仙一郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
一日本発送電株式会社株式一株券二枚、十株券二枚
但シ
額面　金五十円也（一株券）
額面　金五百円也（十株券）
一株ノ金額　但シ金五十円也
記号番号　自い甲第一四九六一一号至い甲第一四九六一二号一株券、自い乙第一三六四〇三号至い乙第一三六四〇四号十株券
発行　一株券、十株券共昭和十四年七月一日
発行者　日本発送電株式会社
最終株主名義人　浅田仙一郎

昭和二十一年（ヘ）第一四九一号
福岡市高砂町五十一番地
申立人　森下貿易有限会社
右代表者取締役　森下彌七郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
日本雑貨交易統制株式会社発行株式一十株券五枚
記号番号　自本第二五三六号至第二五四〇号
額面　金五百円
一株ノ金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
株券発行年月日　昭和十六年一月三十一日
最終株主名義人　森下貿易有限会社取締役森下彌七郎

昭和二十一年（ヘ）第一四八七号
大阪市東区今橋三丁目三〇番地
申立人　日商産業株式会社
右代表者　専務取締役永井幸太郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
日本雑貨交易統制株式会社発行株式一十株券五枚
記号番号　自本第二七一三号至第二七一七号
額面　金五百円
一株ノ金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
株券発行年月日　昭和十六年一月三十一日
最終株主名義人　日商産業株式会社神戸支店長取締役落合豊一

昭和二十一年（ヘ）第一四七一号
東京都杉並区上井草町五九番地
申立人　五十嵐ナツ

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目　録
（一）関東配電株式会社発行株式一株券三枚
記号番号　自甲い第一四七八三号至同第一四七八五号
額面　金五十円
払込金額　全額
発行年月日　昭和十七年四月一日
最終株主名義人　五十嵐ナツ
（二）前同会社発行株式十株券六枚
記号番号　自ろ第一七二六四号至同第一七二六九号
額面　金五百円
払込金額　全額
発行年月日　前同
最終株主名義人　前同
（三）前同会社発行株式五十株券三枚
記号番号　自甲は第一六八一七号至同第一六八一九号
額面　金二千五百円
払込金額　全額
発行年月日　前同
最終株主名義人　前同

第6166号　物価号外

昭和二十一年（ヘ）第九三三号
東京都品川区大井鎧町三千四百七十五番地
申立人　鐘淵工業株式会社
右代表者取締役　倉知　四郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年三月四日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）目録
（イ）日本雑貨交易統制株式会社発行株式百株券三枚
記号番号　自易第四四九号至第四五一号
額面　金五千円
一株金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
株券発行年月日　昭和十六年一月三十一日
最終株主名義人　鐘淵紡績株式会社
取締役社長津田信吾
（ロ）日本雑貨交易統制株式会社発行新株式百株券七枚
記号番号　自は第一八六号至第一九二号
額面　金五千円
一株金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
株券発行年月日　昭和十六年八月一日
最終株主名義人　鐘淵紡績株式会社
取締役社長津田信吾
（ハ）日本雑貨交易統制株式会社発行新株式一千株券三枚
記号番号　自第二二号至第二四号
額面　金五万円
一株金額　金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
株券発行年月日　昭和十六年八月一日
最終株主名義人　鐘淵紡績株式会社
取締役社長津田信吾

昭和十九年（ヘ）第三〇一号
佐賀県東松浦郡久里村大字夕日
申立人　濱田才一郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十年八月三日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月一日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）目録
一帝國纎維株式会社第一新株十株券一枚
番号　に乙第一八五六号
一株ノ金額　金五十円也
額面　金五百円也
払込金額　一株ニ付金三十円也払込記入済
発行者　帝國纎維株式会社取締役安田善五郎
発行年月日　昭和十五年十二月二十六日
当初ノ株式名義人　濱田才一郎
現在ノ株主　濱田才一郎

昭和二十年（ヘ）第六一一号
滋賀県蒲生郡安土村桑実寺五番地
申立人　吉田　秀吉

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録
鐘淵工業株式会社旧株式十五株券六枚
一株券記号番号　甲自第四三八八四号至第四三八八六号、乙第一六〇一号
一当初株主　神﨑岩多良
一最終株主　同人
一同上会社旧株券三十五株券八枚
一株券記号番号　甲自第五九三〇九号至第五九三一三号、乙自第二一七四九号至第二一七五一号
一当初株主　辻武之輔
一最終株主　同人
一以上各株券額面一株ニ付金五十円也
一一株ニ付払込金
一各発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
一各最終所持人　吉田秀吉

昭和二十年（ヘ）第七四八号
長野県下高井郡夜間瀬村字宇木一三六一畔上禮徳方
申立人　蛭田　儀

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録
一証券種類　大日本麦酒株式会社株式十株券二枚
一株券記号番号　第三種乙第五七八四七号、第五七八四号
一株券発行者　東京都目黒区三田二四七番地大日本麦酒株式会社取締役社長馬越恭平
一株券発行年月日　昭和三年八月二十一日
一額面　金五百円也
一払込金額　金一百二十五円也
一最初ノ株主　矢野修一郎
一現在名義人　蛭田儀
一証券種類　大日本麦酒株式会社株式十株券一枚
一株券記号番号　第三種乙第六一二九一号
一株券発行者　東京都目黒区三田二四七番地大日本麦酒株式会社取締役社長高橋龍太郎
一株券発行年月日　昭和十二年四月九日
一額面　金五百円也
一払込金額　金一百二十五円也
一最初ノ株主名　東株代行株式会社
一現在名義人　蛭田儀
一証券種類　関東配電株式会社株式十株券四枚
一株券記号番号　甲ろ自第一七六四一五号至第一七六四一八号
一株券発行者　東京都芝区田村町一丁目一番地関東配電株式会社社長新井章治
一株券発行年月日　昭和十七年四月一日
一額面　金五百円也
一払込金額　金五百円也
一最初ノ株主名　蛭田儀
一現在名義人　蛭田儀
一証券種類　関東配電株式会社株式一株券三枚
一株券記号番号　甲い自第一八〇四八五号至第一八〇四八七号
一株券発行者　東京都芝区田村町一丁目一番地関東配電株式会社社長新井章治
一株券発行年月日　昭和十七年四月一日
一額面、金五十円也
一払込金額　金五十円也
一最初ノ株主名　蛭田儀
一現在名義人　蛭田儀

昭和二十一年（ヘ）第一二二七号
東京都北区上中里町百五番地清水守方
申立人　清水　茂子

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録
一、昭和電工株式会社発行株式十株券十枚
記号番号　自い甲第三六四七九号至同第三六四八三号、自は甲第一三七六四号至同第一三七六八号
額面　金五百円（全額払込済）
一株金額　金五十円
発行年月日　昭和十四年六月二十三日
最終株主名義人　清水茂子
二、前同会社発行株式十株券十枚
記号番号　自は甲第六九四一三号至同第六九四二二号
額面　金五百円（一株ニ付金十二円五十銭払込済）
一株金額　金五十円
発行年月日　昭和十九年六月二十日
最終株主名義人　前同

昭和二十一年（ヘ）第一二三九号
島根県出雲市今市町六〇六番地
申立人　澄田　豊市

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）株券目録
立川飛行機株式会社発行新株式五十株券一通
一記号番号　ろ乙第五二三四号
一額面金　二千五百円也
一一株ノ金額　五十円也（金三十七円五十銭払込）
一発行年月日　昭和十七年十一月一日
一最終ノ株主名義人　岡部龍雄

昭和二十一年（ヘ）第一二四三号
東京都中野区江古田町三丁目一一六一番地中野療養所内
申立人　河内猪太郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）株券目録
一日産汽船株式会社新株式十株券一枚
但シ
額面　金五百円也
払込　一株ニ付金二十五円也
記号番号　四内第三五二八〇号
発行日　昭和十七年四月一日
発行者　日産汽船株式会社取締役社長小田切忠治
最終株主　河内猪太郎

昭和二十一年（ヘ）第一二五一号
福井県福井市佐佳枝上町四十番地
申立人　山田　修

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録
日本郵船株式会社ノ大正七年八月二十日発行ヘ第一一八八二番山田修名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇六一九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇四五八番同人名義ノ

一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇四三五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇二九五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇二九四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇二九三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一〇〇七四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第八三六五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七三七五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第二二四〇八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一五八九六番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第二四三四九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇二二番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇二一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇二〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇一九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三四四二〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第八二二番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三一五七三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ホ第四三四四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ホ第四四一三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ニ第三九九一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六四八一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六四八〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第四一八一〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第四一八〇九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第二八四九五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三八二五〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三七三九〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三六四四九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三五九九八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三三二八六番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三一七八一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六七四〇六番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第二三七一八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三二七四六番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六六二七八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ大正七年八月二十一日発行ヘ第四二〇八四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十年一月三十一日発行ヘ第五〇六九五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十二年一月二十三日発行ヘ第六三八九七番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第五八六五九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十五年十月十一日発行ヘ第六三八九〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六三八八九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六三八九六番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十五年十月三十一日発行ヘ第六四二〇一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十九年十月七日発行ヘ第七〇〇二二番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三三二八五番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三二一一三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六七二三〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇〇二一番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇〇二〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇〇一九番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇〇一八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第一一九〇八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第二一〇五八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第三三二六〇番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十九年十月二十日発行ヘ第七〇〇九八番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ昭和十九年十月二十五日発行ヘ第七〇二九三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六九六九三番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第七〇〇九七番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六二六〇四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
同　同日発行ヘ第六九六九四番同人名義ノ
一額面　金五百円全額払込済株券一枚
日本郵船株式会社ノ大正七年八月二十日発行ヘ第六二四三六番中島継太郎名義ノ
一全額　金五百円全額払込済株券一枚
以上全株券ノ最終所持人
申立人　山田　修

昭和二十一年（ヘ）第一二五五号
東京都杉並区天沼一ノ一七五佐々木修方
申立人　安井ミツ

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ掲出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録
一、三菱商事株式会社発行新株式十株券五枚
記号番号　自ろ第一二五六六号至同第一二五七〇号
額面　金五百円
払込金額　全額
一株金額　金五十円
最終株主名義人　安井ミツ
二、前同会社発行新株式五十株券一枚
記号番号　ろ丁第二七八四号
額面　金二千五百円
払込金額　全額
一株金額　金五十円
最終株主名義人　前同

昭和二十一年（ヘ）第一二五九号
東京都港区芝高輪南町四十四番地吉村萬次郎方
申立人　木村信次郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）物件目録
一旭電化工業株式会社株式一百三株
一此株券三株券第三新伊自第一〇六号至第一〇八号、十株券五十株第三新呂自第八一一号至第八一五号、五十株券五十株第三新波第五六七号
但シ
一株券ノ額面総額　第三新伊三枚一百五十円（一枚五十円）、第三新呂五枚二千五百円（一枚五百円）、第三新波一枚二千五百円
一一株ノ払込金額　五十円也（全額払込済）
一株券ノ記号番号及発行年月日　第三新伊自第一〇六号至第一〇八号昭和十五年三月三十日発行、第三新呂自第八一一号至第八一五号同右、第三新波第五六七号同右
一株券名義人　最初ノ株主氏名木村信治郎、最終ノ株主氏名木村信治郎
一株券発行者住所氏名　東京都荒川区尾久町九丁目二千八百五十番地旭電化工業株式会社

昭和二十一年（ヘ）第一二三一号
大阪市東区安土町二丁目六十一番地
申立人　野村証券株式会社
右代表者代表取締役　飯田清三

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月二日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月五日
東京地方裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）目録

一帝國石油株式会社株式五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一株ニ付拂込金　金五十円也
一記号番号　波号丙第一一九三一号
一発行者　帝國石油株式会社総裁橋本圭三郎
一発行年月日　昭和十九年八月一日
一最終株主　湧口茂十郎

横浜市南区笹下町五百三十番地
東芝笹下飼畜農場石塚方
申立人　平山敏美

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したところ昭和二十二年三月二十六日午前十時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基き前記の証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月十一日
横浜区裁判所

（別紙）目録

一川崎市重工業株式会社
種類　五十株券一枚
番号　新内第八四三七号
株主名義　平山敏美

川崎市小杉陣屋町一丁目五百六十一番地
申立人　原文次郎
右代理人　大山菊治

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したるところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基き前記の証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日
横浜地方裁判所
判事　高橋雄一

（別紙）目録

一株式会社横浜正金銀行株式十株券五枚
但し一株額面　百円合計金五千円也
株券番号　路第四三三一号乃至第四三三五号

大阪市東淀川区淡路新町一四七番地
申立人　木村正一
右代理人　山本正成

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したるところ昭和二十二年五月六日午前九時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日
横浜地方裁判所
判事　高橋雄一

（別紙）目録

一自動車部品製造株式会社旧株式十株券二枚
一株式額面　金五百円也
一株の金額　金五十円也
一記号番号　乙第二八八号乙第二八九号
一発行年月日　昭和十三年八月二十日
一当初株主　東京自動車工業株式会社
一最終株主　木村正一
一最終所持人　木村正一

大阪市東淀川区淡路新町一四七
申立人　木村正一
右代理人　山本正成

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基き前記の証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日
横浜地方裁判所
判事　高橋雄一

（別紙）目録

一自動車部品製造株式会社旧株式十株券二枚
一株式額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也
一記号番号　乙第二八八号、乙第二八九号
一発行年月日　昭和十三年八月二十日
一当初株主　東京自動車工業株式会社
一最終株主　木村正一
一最終所持人　木村正一

川崎市小杉陣屋町一丁目五百六十一番地
申立人　原文次郎
右代理人　大山菊治

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基き前記の証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日
横浜地方裁判所
判事　高橋雄一

（別紙）目録

一株式会社横浜正金銀行株式十株券五枚
但シ一株額面　百円合計金五千円也
株券番号　改第四三三一号乃至第四三三五号

東京都新宿区上落合二丁目六六九番地
申立人　中屋諄子

別紙目録記載の証券に付て申立人の申立により公示催告を為したところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日迄に権利の届出及証券の提出がないので当裁判所は申立人の申立に基き前記の証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日
横浜地方裁判所
判事　高橋雄一

（別紙）目録

一東京醸造株式会社五十株券一枚
一株券額面　各金二千五百円也
一株ニ付拂込金　金五十円也
記号番号　自甲新第六十二号至甲新第―号
発行者　東京醸造株式会社取締役会長　西村四郎
発行日　昭和十三年四月三日発行
株主（当初最終）　中屋諄子

埼玉県北埼玉郡羽生町大字羽生四千二百三十五番地小島完吉方
申立人　波多野三郎

証券ノ表示
秩父鉄道株式会社旧株式十一株七枚
内容
一株券額面　金二百五十円（五株券一枚）、金五十円（一株券六枚）
一拂込金額　全額拂込
一株券番号　ろ乙第八八〇号、ろ丙第八三〇号、第八三一号、波丙第七四七号乃至第七五〇号
一発行者　秩父鉄道株式会社
一発行日
一名義人　（最初ノ株主）申立人
一最終ノ所持人　申立人
右同第一第二新株式三十九株十二枚
内容
一株券額面　金五百円（十株券三枚）、金五十円（一株券九枚）
一拂込金額　金二十五円拂込
一株券番号　ほ甲第三三五号、第一二三三〇号、第一二三一号、ほ丙第五四号乃至第五八号、に丙第六五五七号乃至第六六〇五号
一発行者　秩父鉄道株式会社
一名義人　（最初ノ株主）申立人
一最終ノ所持人　申立人
右同上第三期株式五十株五枚
内容
一株券額面　金五百円（十株券五枚）
一拂込金額　金五円
一株券番号　甲第四三九五号乃至第四三九九号
一発行者　秩父鉄道株式会社
一発行日
一名義人　（最初ノ株主）申立人
一最終ノ所持人　申立人

右証券ニ対シ申立人ヨリ除権判決ノ申立ヲ為シタルニヨリ当裁判所ハ昭和二十一年四月十七日公示催告ヲ為シタルニ同年十二月二十三日午前九時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出ナキヲ以テ左ノ如ク判決ス

前記証券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年二月五日
熊谷区裁判所
判事　伊藤祐一

埼玉県比企郡野本村大字下野本四十三番地
申立人　瀧瀬藤四郎

証券ノ表示
昭和産業株式会社株式二十株三枚
内容
一株券額面　金五百円（十株券一枚）金二百五十円（五株券二枚）
一拂込金額　全額拂込
一発行者　昭和産業株式会社
一名義人　（最初ノ株主）申立人
一最終ノ所持人　申立人

右株券ニ付申立人ヨリ除権判決ノ申立ヲ為シタルニ因リ当裁判所ハ昭和二十一年四月十七日公示催告ヲ為シタルニ二十二年四月十五日午前九時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出無キヲ以テ左ノ如ク判決ス

前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
熊谷区裁判所
判事　伊藤祐一

茨城県眞壁郡眞壁町飯島末吉方
申立人　潮田一雄

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第二新株券五十四円券九枚
一番号　自新乙第四〇四号至同第四一〇号、乙第四一七号、乙第四一八号
一拂込金額　各三十四円拂込
一最後ノ所持人　潮田一雄

茨城県北相馬郡寺原村寺田
申立人　松丸角治

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第一新株券五十円券一枚
一番号　第二新甲第三二八六号
一拂込金額　二十五円拂込
一最後ノ所持人　松丸角治

茨城県眞壁郡眞壁町
申立人　枝力二郎

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十八日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券七枚
一番号　自旧乙第九九六号至同第一〇〇四号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　枝力二郎

長野県安曇郡南穂高村細萱西新屋
小穴長次方
申立人　小峰憲次

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券九枚
一番号　自旧乙第九七二号至乙第九八〇号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　小峰憲次

茨城県北相馬郡取手町甲一〇四九番地
申立人　香取開

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利

ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券三十枚
一番号　乙第七四七号、乙第一三九四号、新乙第三一五号各十株券
一拂込金額　全額拂込済
一同上
一金額　第一新株券五十円券七枚
一番号　自第二新甲第四〇二号至同第四〇八号
一拂込金額　二十五円拂込
一最後ノ所持人　香取開

東京都芝区三田町八丁目一番地
申立人　柳澤保承

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券十八枚
一番号　旧甲第一一二九号、及自乙第八三三号至同第八四〇号各二株券
一拂込金額　全額拂込済
一最終ノ所持人　柳澤保承

茨城県北相馬郡高野村高野
申立人　渡辺寅之助

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券五枚
一番号　自甲第三六〇四号至甲第三六〇八号
一拂込金額　全額拂込済
一同上
一金額　第一新株券五十円券五枚
一番号　自第二新甲第二四七七号至同第二四八一号
一拂込金額　各株式十五円拂込
一最後ノ所持人　渡辺寅之助

茨城県新治郡藤沢村前沢
申立人　來栖いよ

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券六枚
一番号　自旧乙第七九〇号至旧乙第七九五号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　來栖いよ

茨城県東茨城郡長岡村小鶴藤枝松吉方
申立人　久保田久吾

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券四枚
一番号　自旧乙第七九六号至旧乙第七九九号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　久保田久吾

茨城県結城郡豊岡村
申立人　中山藤吉

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第一新株券五十円券四枚
一番号　第二新甲第三三二八号、同第三三二七号、同第三三八二号、同第三三〇五号
一拂込金額　各株二十五円拂込
一最後ノ所持人　中山藤吉

茨城県筑波郡筑波町
申立人　川幸太

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券二枚
一番号　旧乙第四七五号、旧乙第四七六号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　川幸太

茨城県稲敷郡朝日村実穀
申立人　川田すい

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第二新株券五十円券六枚
一番号　自新乙第二〇九号至新乙第二一四号
一拂込金額　各株券二十円拂込
一最後ノ所持人　川田すい

茨城県稲敷郡馴柴村若柴八六六番地
申立人　渡辺昌能

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券十枚
一番号　自甲第一二二六号至甲第一二三五号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　渡辺昌能

茨城県結城郡飯沼村大字沢新田一六五番地
申立人　篠崎忠蔵

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券[illegible]
一番号　自甲第四四三四号至甲第四四[illegible]
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　篠崎忠蔵

茨城県北相馬郡大井沢村板井
申立人　飯田忠兵衛

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券三枚
一番号　自甲第四六二七号至甲第四六二九号
一拂込金額　全額拂込済
一最終ノ所持人　飯田忠兵衛

茨城県眞壁郡黒子村稲荷新田
申立人　飯田榮作

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第一新株券五十円券二枚
一番号　自第二新甲第二九三号至第二新甲第二九四号
一拂込金額　各株金二十五円拂込
一最後ノ所持人　飯田榮作

茨城県結城郡豊岡村
申立人　飯沼彌太郎

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　第一新株券五十円券[illegible]
一番号　第二新甲第[illegible]号
一拂込金額　二十五円拂込
一最後ノ所持人　飯沼彌太郎

茨城県北相馬郡小絹村杉下
申立人　飯島佐太郎

末尾表示ノ株券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルモ其ノ期日タル昭和二十二年四月二十六日午前九時迄ニ権利ノ届出ヲ為ス者ナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十七日
下妻区裁判所

株券ノ表示
常総鉄道株式会社株券
一金額　旧株券五十円券一枚
一番号　第一二二二号
一拂込金額　全額拂込済
一最後ノ所持人　飯島佐太郎

宇都宮市塙田町三百五十七番地ノ一
申立人　宇都宮郵便局長　通信事務官　鶴見實

[illegible]

昭和二十二年四月二十四日
宇都宮区裁判所
判事　原和雄

（別紙）目録

一証書　第一〇五一号小切手一枚
一金額　[illegible]
振出人　[illegible]
支払人　宇都宮市宮島町帝國銀行宇都宮支店
受取人　栃木県河内郡國本村宝木[illegible]
振出日　昭和二十一年七月四日
一証書　YB第[illegible]号小切手一枚
一金額　[illegible]
最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏
振出人　[illegible]
支払人　[illegible]
受取人　宇都宮市千手町[illegible]
振出日　昭和二十一年六月十八日

一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一五七号一枚
一金額　九十円也
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市伊賀町二一四一君島多良
一振出年月日　昭和二十一年七月五日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二三七号一枚
一金額　八円八十五銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市四條町土屋福蔵
一振出年月日　昭和二十一年七月十一日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一二〇五号一枚
一金額　百三十五円三十銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市宿郷町三〇四中里榮
一振出年月日　昭和二十一年七月四日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一四一四号一枚
一金額　三百七十五円九十八銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市旭町一ノ三四七〇辻ちよ
一振出年月日　昭和二十一年七月八日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票甲一〇四一号一枚
一金額　四十一円也
一振出人　宇都宮農林専門学校職員消費組合資金管理者山内松吉
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市宿郷町六九高橋輝枝
一振出年月日　昭和二十一年六月二十二日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二三六号一枚
一金額　五百三十円六十六銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市小幡町裁判所内堀端弘士
一振出年月日　昭和二十一年七月十一日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二四七号一枚
一金額　二百九十円九十銭
一振出人　栃木縣河内郡横川村富士産業株式会社宇都宮工場
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市塙田町宇都宮郵便局
一振出年月日　昭和二十一年七月十二日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二号一枚
一金額　百六十七円八十銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市今泉町五ノ九一二田中正五郎
一振出年月日　昭和二十一年六月二十九日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一九二号一枚
一金額　八十三円九十銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市今泉町五ノ九一二田中正五郎
一振出年月日　昭和二十一年七月八日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二四五号一枚
一金額　七十九円六十銭
一振出人　栃木縣上都賀郡加蘇村下久我竹沢茂次
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市塙田町宇都宮郵便局
一振出年月日　昭和二十一年七月十二日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙二四六号一枚
一金額　七十九円六十銭
一振出人　栃木縣上都賀郡加蘇村下久我竹沢茂次
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市塙田町宇都宮郵便局
一振出年月日　昭和二十一年七月十二日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票甲七号一枚
一金額　三百八十四円也
一振出人　栃木縣河内郡古里村下岡本二〇〇八株式会社丸慶運送店坂本八郎
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　栃木縣塩谷郡北高根沢村山本惠市
一振出年月日　昭和二十一年六月二十七日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一二二〇号一枚
一金額　五十四円九十九銭
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市蓬莱町宇井上敏子
一振出年月日　昭和二十一年七月十日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実
一証書　封鎖支拂票乙一〇五五号一枚
一金額　百三十円也
一振出人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一支拂人　宇都宮市大工町安田銀行宇都宮支店
一受取人　宇都宮市塙田町宇都宮郵便局
一振出年月日　昭和二十一年六月二十四日
一支拂地　宇都宮
一最終所持人　宇都宮郵便局分任出納官吏通信事務官鶴見実

申立人の表示別紙目録の通り

別紙表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十二年四月三十日午前九時迄に権利の届出をし且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日
京都区裁判所

（別紙）　目録

尼崎市東本町一丁目三四番地　申立人　武田重太郎
大阪市阿倍野区播磨町西一丁目六番地　申立人　上田久榮
兵庫縣赤穂郡上郡町山野里沖正志方　申立人　島　芳夫
津市塔世西裏一〇四五番地　申立人　佐野　敏
愛媛縣西條市中野六四一番地　申立人　村上惣助
長野縣上伊那郡伊那町室町三六一五番地　申立人　田島啓次郎
徳島市出来島本町二丁目八番地　申立人　米本甚七
和歌山市松江住友住宅イ六一　申立人　南方才市
鹿児島縣揖宿郡喜入村瀬々串六四六九番地　申立人　鮫島宗容
和歌山市眞砂町一丁目一番地　申立人　滋野左右吉
香川縣綾歌郡羽床上村助安宮武方　申立人　中條八重
京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町四番地　申立人　秦　橋一
前橋市立川町八八番地　申立人　関谷信次郎
大阪市住吉区帝塚山中四丁目四五植野方　申立人　青山りやう
大阪府南河内郡日置荘村大字西一〇七　申立人　楠井英一
名古屋市中区車道東町一四七番地　申立人　近藤満次郎
埼玉縣入間郡豊岡町扇町屋一九七番地　申立人　河合丈二
名古屋市熱田区青池町三丁目五十二番地　申立人　田中エツ
西宮市下瓦林字庄司鼻五〇一番地　申立人　錺　光二
京都府綴喜郡田辺町字興戸市川方　申立人　箕口臣也
京都府何鹿郡佐賀村報恩寺栗林方　申立人　井上通子
右親権者母　井上すみ江
大阪市北区堂島浜通一丁目七十四番地　右二十一名申立代理人弁護士　小林　寛
同　野尾榮一

（別紙）　目録

武田重太郎ノ分
永興産業株式会社株式十株券三枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号最初名義発行日　丙第二六五一七号（上山正雄）昭和十四年十一月一日　丙第二六五一三号（上山正雄）同　丙第三〇三二八号（大東証券株式会社）昭和十六年七月二十五日
最終名義　武田重太郎
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

上田久榮ノ分
永興産業株式会社新株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　は第〇〇三六九号
最初名義　石井康男
最終名義　上田久榮
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

島芳夫ノ分
永興産業株式会社新株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也

記号、番号　は第九三九七号
最初名義　株式会社高木商店
最終名義　島芳夫
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

佐野敏ノ分
永興産業株式会社株式十株券三枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号最初名義発行日　丙第〇一七五三号（長谷川太郎）大正十五年五月十五日　丙第一一五〇三号（秋田豊）〃　丙第一四七九八号（長谷川永一）昭和十四年十一月一日
最終名義　佐野敏
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

村上惣助ノ分
永興産業株式会社株式十株券五枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自丙第三一六四七号至丙第三一六五一号
最初名義　永島傳右郎
最終名義　村上惣助
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

田島啓次郎ノ分
永興産業株式会社株式一株券二枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　甲第二〇〇一七号、甲第二〇〇一八号
最初名義　田島啓次郎
最終名義　田島啓次郎
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

米本甚七ノ分
永興産業株式会社新株式十株券二枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　は第一四七六九号、は第一四七七〇号
最初名義　山口虎吉
最終名義　米本甚七
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

南方才市ノ分
永興産業株式会社新株式十株券五枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　自は第二二九八四号至は第二二九八八号
最初名義　物集女清隆
最終名義　南方才市
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

滋野左右吉ノ分
永興産業株式会社株式一株券四枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自甲第一四二七八号至甲第一四二八一号
最初名義　滋野左右吉
最終名義　滋野左右吉
発行日　昭和十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

鮫島宗容ノ分
永興産業株式会社株式一株券三枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自甲第一二六四九号至甲第一二六五一号
最初名義　鮫島宗容
最終名義　鮫島宗容
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

中條八重ノ分
永興産業株式会社株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第一三〇二一号
最初名義　三ツ引同族株式会社
最終名義　中條八重
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

秦橋一ノ分
永興産業株式会社新株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　は第〇三四四〇号
最初名義　秦橋一
最終名義　秦橋一
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

関谷信治郎ノ分
永興産業株式会社株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第三七一一一号
最初株主　関谷信治郎
最終株主　関谷信治郎
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
永興産業株式会社新株式一株券二枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　甲第一九九三三号、甲第一九九三四号
最初株主　関谷信治郎
最終株主　関谷信治郎
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

楠井英一ノ分
永興産業株式会社株式十株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第〇二一四三号
最初名義　株式会社西松商店
最終名義　楠井英一
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

青山りやうノ分
永興産業株式会社新株式一株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　い第〇二三七五号
最初名義　青山りやう
最終名義　青山りやう
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
永興産業株式会社株式一株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　甲第一一七八二号
最初名義　青山りやう
最終名義　青山りやう
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

河合丈二ノ分
永興産業株式会社新株式十株券六枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号（最初名義）　自は第一七一二二一号至は第一七一二二六号（小泉雅吉）、は第一四〇五〇号（野口友吉）
最終名義　河合丈二
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

近藤満次郎ノ分
永興産業株式会社株式十株券二枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号（最初名義）　丙第〇二三六四号（仁志川釜）、丙第〇四六八三号（加藤五十代）
最終名義　近藤満次郎
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

田中エツノ分
永興産業株式会社株式五株券二枚
一但シ株券ノ額面　金二百五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　乙第〇二四四三号、乙第〇二一六七号
最初名義　石原裕夫
最終名義　田中エツ
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

錺光二ノ分
永興産業株式会社株式十株券四枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号最初名義発行日　自丙第三八二〇二号至丙第三八二〇四号（錺鑑松）昭和十七年九月三十日、丙第三六三八八号（株式会社森徳兵衛商店）昭和十六年七月二十五日
最終名義　錺光二
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

箕口臣也ノ分
永興産業株式会社新株式一株券一枚
一但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　い第〇二八三九号
最初名義　箕口臣也
最終名義　箕口臣也
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

井上通子ノ分
永興産業株式会社株式十株券五枚
一但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自丙第三八二二四号至丙第三八二二八号
最初名義　吉田榮吉
最終名義　井上通子
発行日　昭和十七年九月三十日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

申立人の表示別紙目録の通

別紙表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十二年四月三十日午前九時迄に権利の届出をし、且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日
京都区裁判所
判事　木井　實

（別紙）　当事者目録

京都市中京区岩上通四條上ル　申立人　岡田岩五郎
京都府竹野郡網野町字浅茂川　同　田茂井政右衛門
京都市左京区山端森本町　同　仲石重作
京都市上京区小山玄以町十一番地　同　鴻月治左衛門
京都市上京区一條通御前通東入　同　錦　長太郎
京都府相楽郡加茂町字観音寺　同　松岡孝吉
京都市中京区西ノ京中御門町　同　河原林　幸
京都市伏見区竹田内畑町　同　弘田清一郎
京都市中京区錦小路通富小路西入　同　青井弘一
京都市中京区丸太町通堀川東入丸太町　同　上田タツ
京都府南桑田郡大井村字並河　同　松居茂美
京都府乙訓郡大原野村　同　林　宣一
京都市中京区丸太町通堀川東入丸太町　同　上田傳三郎
京都市左京区南禅寺福地町官有地　同　上田龍之助
右同所　同　上田あぐ
右代理人弁護士　杉原喜與人

（別紙）　株券目録

一昭和産業無盡株式会社　株券
一、一株　金五十円也
二、拂込金額　番号・枚金十七円五十
銭　波号一株金十二四五十銭

第6166号 物価号外

三、発行者　京都市下京区四條通油小路東入傘鉾町五十二番地
四、発行年月日　昭和十六年三月二十五日

申立人　岡田岩五郎分
五十株券四株
記号番号　ぬ号第一三号第一四号、波号第九号第一〇号
株式名義人　岡田岩五郎

申立人　田茂井政右衛門分
五十株券四枚
記号番号　波号自第六一号至第六四号
株式名義人　田茂井政右衛門

申立人　仙石重作分
五十株券四枚
記号番号　波号自第六六号至第六九号
株式名義人　仙石重作

申立人　満月治左衛門分
五十株券四枚
記号番号　波号自第八〇号至第八三号
株式名義人　満月治左衛門

申立人　錦長太郎分
五十株券三枚
記号番号　波号自五七号至五九号
株式名義人　錦長次郎

申立人　松岡孝吉分
五十株券三枚
記号番号　波号自第八四号至第八六号
株式名義人　松岡孝吉

申立人　河原林幸分
五十株券三枚
記号番号　波号自第壹号至第三七号
株式名義人　河原林幸

申立人　弘田清一郎分
一、五十株券一枚
記号番号　波号第八号
二、十株券二枚
記号番号　波号第二一号、第二二号
三、五十株券二枚
記号番号　波号第一〇一号、第一〇二号
以上株式名義人　弘田清一郎

申立人　青井弘一分
五十株券二枚
記号番号　波号第七〇号、第七一号
株式名義人　青井弘一

申立人　上田タツ分
一、五株券二枚
記号番号　波号第二二号、第二三号
二、十株券四枚
記号番号　波号第二四号、第二五号、第七四号、第七五号
三、五十株券一枚
記号番号　波号第一〇六号
株式名義人　上田タツ

申立人　松尾茂美分
五十株券二枚
記号番号　波号九五号、第九六号
株式名義人　松尾茂美

申立人　林宜一分
五十株券一枚
記号番号　第一一六号
株式名義人　林宜一

申立人　上田傳三郎分
一、五株券四枚
記号番号　ぬ号第一号、第三号、波号第一号、第五号
二、十株券十三枚
記号番号　ぬ号自第二号至第七号、自第一〇号至第一二号、波号自第一五号至第一七号、第二〇号、第七三号
三、五十株券五十枚
記号番号　ぬ号自第一号至第一二号、自第一五号至第二八号、第三〇号、第三二号、波号自第一号至第七号、自第一七号至第三〇号、第一一七号
以上株式名義人　上田傳三郎

申立人　上田龍之助分
一、五株券二枚
記号番号　ぬ号第二号、波号第三号
二、十株券四枚
記号番号　ぬ号第四号、第五号、波号第一号、第二号
三、五十株券七枚
記号番号　自第四七号至第五三号
以上株式名義人　上田龍之助

申立人　上田あぐ分
一、五株券一枚
記号番号　ぬ号第九号
二、十株券四枚
記号番号　波号自第一二号至第一四号
三、五十株券三枚
記号番号　自第七五号至第七七号
以上株式名義人　上田あぐ

大阪府中河内郡三野郷村字玉津百七十六番地
　吉田侊平事
　申立人　吉田　駒平
右代理人弁護士　鳥巣　新一

別紙表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十二年四月三十日午前九時迄に権利の届出をし、且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日
京都区裁判所
判事　木井　實

（別紙）　目録
一　京福電気鉄道株式会社株式五百株
総額面　金二万五千円
一株ノ金額　金五十円
一株ニ付払込ミタル金額　金五十円
記号番号　ろ下第三三四号、い丁自第六二九号至第六三一号、い丁自第六八〇号至第六八五号以上五十株券十枚
発行者　京福電気鉄道株式会社取締役社長　田邊隆二
発行日　い号昭和十七年七月十五日、ろ号昭和十七年九月十五日
最終株式名義人　吉田侊平
最終所持人　吉田駒平

大阪市南区順慶町通二丁目
　申立人　笹川昭美株式会社
　右法定代理人　笹川栄一

別紙表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十二年四月三十日午前九時迄に権利の届出をし、且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日
京都区裁判所
判事　木井　實

（別紙）
証書ノ表示
一　京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町五百七十九番地京福電気鉄道株式会社株券十株券三枚（株式数三十株）
株式名義人　（最終ノ株主）笹川昭美株式会社取締役社長笹川楠次郎

内訳

符号	株券番号	枚数
い	第一〇一九三号	一枚
同	第一〇一九四号	一枚
同	第一〇一九五号	一枚

株券発行ノ年月日　昭和十七年七月十五日
株券ノ額面　金五百円
一株ノ払込金額　金五十円
株式数　十株券
株券表記株主名　京都電燈株式会社

昭和二十一年（ヘ）第三六号
東京都牛込区天神町六十三番地
　申立人　木本鎭雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年三月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年三月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年三月三十一日
大阪区裁判所

（別紙）　目録
大和工業株式会社旧株式五十株券一枚
但シ券面商号ハ旧商号大和紡績株式会社ノ儘
一　記号番号　い甲第二九三三号
一　株式額面　金二千五百円也
一　払込金額　一株ニ付金五十円全額払込済
一　発行者　大和紡績株式会社
一　発行年月日　昭和十六年七月一日
一　当初株主　有馬嘉器
一　最終株主　木本鎭雄

昭和二十一年（ヘ）第四八号
京都市下京区東洞院通佛光寺下ル
　申立人　吉邑茂七

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年三月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年三月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年三月三十一日
大阪区裁判所

（別紙）　目録
日本染料製造株式会社株式十株
但
一株ノ金額　金五十円也（全額払込済）
株券番号　乙第八五三四号
株式名義人　吉邑茂七
株式ノ種類　十株券
株券ノ数　一枚

昭和二十一年（ヘ）第三四号
長野縣軽井沢町一〇八九番地
　申立人　荒井花子

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年三月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年三月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年三月三十一日
大阪区裁判所

（別紙）　目録
一　株式会社藤永田造船所新株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円也
一株ニ付払込　金三十七円五十銭（但十二円五十銭払込記入ノモノ）
記号番号　戊四新第〇七〇二号
発行者　株式会社藤永田造船所取締役社長　岸本信太
発行日　昭和十八年五月二十八日
最終株主　荒居花子

昭和二十一年（ヘ）第四六号
鹿児島市鴨池町六四四番地
　申立人　岩元勇次郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年三月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年三月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年三月三十一日
大阪区裁判所

（別紙）　目録
一　株式会社藤永田造船所新株式二十株券四枚
一株券額面　金五百円
一株ニ付払込金三十七円五十銭（但十二円五十銭払込記入ノモノ）
記号番号　乙四新自二八六七号至第二八七〇号
発行者　株式会社藤永田造船所取締役社長　岸本信太
発行日　昭和十八年五月二十八日
最終株主　岩元勇次郎

昭和二十一年（ヘ）第三一号
兵庫縣武庫郡住吉区前田一〇三九番地
　申立人　三崎喜市

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年三月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年三月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年三月三十一日
大阪区裁判所

（別紙）　目録
日本窒素肥料株式会社株式五十株券一枚
但し
一　株券額面　金二千五百円也
一　一株ノ払込金額　金五十円也、
一　記号番号　C第二二一三号
一　発行者　日本窒素肥料株式会社取締役社長　野口遵
一　発行日　昭和十七年一月十三日
一　最終株主名　三崎喜市

印刷局

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

8月

昭和二十一年八月中官報目錄

（自第五八六四號　至第五八九〇號）

◎凡例

敍任及辭令以下ノ各記事欄ハ摘要
公文件名上ノ數字ハ番號
件名下ノ數字上段ハ頁數下段ハ日

詔書

貴族院子爵議員二名の補闕選擧に合併して行ふ二名の補闕選擧　一三　三
帝國議會會期延長　號外　二七

法律

五　臨時通貨法の一部を改正する件　六五　一〇
六　金融機關經理應急措置法　號外一　一五
七　會社經理應急措置法　同　三　一五
八　昭和二十年法律第三十四號中まだ施行してゐない部分の廢止に關する件　一二九　二三
九　郵便貯金法等の一部改正　一六九　二六
一〇　道府縣議員等の任期延長に關する件　一六九　二六
一一　辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する件　一七七　二七
一二　訴訟費用等臨時措置法の一部改正　一七七　二七
一三　罹災都市借地借家臨時處理法　一七七　二七
一四　所得稅法等の一部を改正する等の件　二〇一　三〇

豫算

昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加　六五　一〇
昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加　六六　一〇

勅令

三七〇　內務省調査局臨時設置制　四一　七
三七一　帝國大學官制等の一部改正　四一　七
三七二　同上　五七　九
三七三　教育刷新委員會官制　六三　一〇
三七四　地方行政事務局設置制の一部改正　六七　一〇
三七五　農林部內臨時職員設置制の一部改正　六七　一〇
三七六　物價統制令の一部改正　號外　一〇
三七七　內閣官制第十條の規定に依り內閣員に列せしめられたる者に關する勅令の一部改正　七三　一三
三七八　內閣所屬部局職員官制の一部改正　七三　一三
三七九　內閣部內臨時職員等設置制の一部改正　七三　一三
三八〇　經濟安定本部令　七三　一三
三八一　物價廳官制　七三　一三
三八二　ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く物價統制令の一部改正　七四　一三
三八三　物價安定委員會官制　七四　一三
三八四　ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く銃砲等所持禁止令の一部改正　八六　一四
三八五　文部省官制の一部改正　八六　一四
三八六　宗教教化方策委員會官制廢止　八九　一四
三八七　厚生省官制の一部改正　八九　一四
三八八　文官同待遇者の定員の臨時特例に關する件の一部改正　八九　一四
三八九　戰災都市における建築物の制限に關する件　九七　一五
三九〇　金融機關經理措置施行令　號外　七　一五
三九一　會社經理應急措置法施行令　同　八　一五
三九二　五十錢の臨時補助貨幣の形式等に關する件　一〇五　一六
三九三　傳染病研究所官制の一部改正　一六三　二四
三九四　社會科學研究所官制　一六三　二四
三九五　郵便貯金利率令の一部改正　一六九　二六
三九六　辯護士銓衡委員會官制の一部改正　一七九　二七
三九七　官立大學官制等の一部改正　一八五　二八
三九八　金融機關經理應急措置法及び會社經理應急措置法に基く公認人の目錄及び明細書の認證等の手數料に關する件　一八五　二八
三九九　農林部內臨時職員設置制等の一部改正　一九三　二九
四〇〇　所得稅法の一部を改正する等の法律施行期日　二〇九　三〇
四〇一　生計費指數資料實地調査令等の一部改正　二一七　三一
四〇二　國民醫療法施行令の一部改正　二一七　三一
四〇三　醫師國家試驗審議會官制　二一七　三一
四〇四　醫師國家試驗委員會官制　二一八　三一
四〇五　齒科醫師國家試驗審議會官制　二一八　三一
四〇六　齒科醫師國家試驗委員會官制　二一八　三一
四〇七　醫師試驗委員官制等の一部改正　二一九　三一
四〇八　診療及公衆衛生實地修練委員會官制　二一九　三一
四〇九　朝鮮總督又は臺灣總督の醫師免許又は齒科醫師免許を受けたる者についての國民醫療法施行令の特例に關する件の一部改正　二一九　三一
四一〇　罹災都市借地借家臨時處理法の施行期日　二一九　三〇
四一一　同法の適用地區　二一九　三一
四一二　同法に規定する鑑定委員の旅費、日當及び止宿料に關する件　二二〇　三一
四一三　借地借家臨時處理法の施行期日及び施行地區に關する件廢止　二二〇　三一

閣令

七〇　經濟安定本部規程　七三　一三
七一　明治三十一年閣令第五號の一部改正　七三　一三
七二　物價統制令施行規則等の一部改正　號外　三
七三　生計費指數資料實地調査施行規則等の一部改正　二二〇　三一

閣省令

●內閣、大藏省、司法省
一　特殊會社整理委員會令施行規則　四九　八

●內閣、司法省
一　昭和二十年內務、司法省令第一號等廢止　二二〇　三一

省令

●內務省
三三　消防手給與品及貸與品規則の一部改正　一二九　二三

●內務省、大藏省
三　昭和二十一年內務、大藏省令第一號の一部改正　二二〇　三一

●大藏省
八三　文官俸給支給定日の特例に關する件　九　二
八四　內國旅費規則施行細則の一部改正　九　二
八五　價格差益處理規則の一部改正　九　二
八六　價格等取締規則の一部改正　三五　五
八七　印刷局共濟組合規則中改正　五〇　八
八八　國稅徵收法施行細則の一部改正　五七　九
八九　昭和二十一年大藏省令第六十九號等廢止　六七　一〇
九〇　金融措置令施行規則の一部改正　號外　一〇
九一　封鎖預金等審査委員會規程　同　一二
九二　金融機關經理措置法施行規則　同一〇　一五
九三　金融緊急措置令施行規則の一部改正　一〇九　一七
九四　金融機關經理措置法施行規則の一部改正　一八五　二八
九五　昭和二十年大藏省令第八十七號の一部改正　一九三　二九
九六　金融緊急措置令施行規則の一部改正　二一〇　三〇
九七　文官俸給支給定日の特例に關する件　二二〇　三一

●大藏省、厚生省、農林省、商工省、運輸省
一　會社經理應急措置法施行規則　號外二　一五

●司法省
六八　昭和八年司法省令第三十八號の一部改正　三三　六
六九　特殊會社整理委員會登記取扱手續　五〇　八
七〇　特別經理會社等に關する登記取扱手續　一二七　二二
七一　東京區裁判所中之鄉出張所等設置　一五三　二四
七二　區裁判所ノ名稱及登記管轄ニ關スル件別表のうち改正　一五三　二四
七三　福井地方裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件のうち改正　一五三　二四
七四　御嵩區裁判所中津出張所に於いては借地借家調停事件等をも取扱　一五三　二四
七五　大正十三年司法省令第十一號の一部改正　一六九　二六
七六　大正十三年司法省令第十一號の臨時特例に關する件　號外　二七
七七　昭和二十一年法律第十一號に基き本州、北海道、四國及び九州の附屬島嶼を定める件　同　二七
七八　朝鮮辯護士令による辯護士たる資格を有する者の銓衡規則　同　二七

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

8月目録

●司法省 ●運輸省

二	司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フベキ者ノ指定等ニ關スル件による鐵道局の事務を取扱ふ地方官署指定	二五	五

●文部省

二五	官立經濟專門學校規程の一部改正	一〇五	一六
二六	官立外事專門學校規程の一部改正	一〇六	一六
二七	官立工業經營專門學校規程廢止	一〇六	一六
二八	官立醫學專門學校規程の一部改正	一〇六	一六
二九	寺院佛堂境內官有地木竹管理規則の一部改正	一〇六	一六

●厚生省

三二	「ヂフテリア」豫防用細菌學的製劑檢定規程	二五	五
三三	船員保險法施行規則中改正	四一	七

●農林省

四一	漁業生産獎勵規則の一部改正	一	一
四二	農林部內職員共濟組合規則の一部改正	三三	六
四三	かつを・まぐろ漁業取締規則	一三〇	二〇
四四	食糧管理法施行規則の一部改正	一六二	二四
四五	食糧緊急措置令施行規則の一部改正	一六二	二四

●商工省

三七	電力管理法施行規則外二件の一部改正	一	一
三八	セメント配給統制規則の一部改正	一	一
三九	電力調整令第三條の規定に基づき定むる件	一六二	二四

●商工省 內務省

一	日本發送電株式會社法第二十七條ノ規定ニ依リ同法第二十五條ノ補償ニ付裁定ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ補償ガ河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スルモノニ關スル件の一部改正	一	一

●大藏省 商工省

一	電力管理ニ件フ社債處理ニ關スル法律施行規則の一部改正	一	一

●商工省、農林省、厚生省、大藏省、運輸省、遞信省

一	會社の物品の讓渡制限等に關する件	一六二	二四

●運輸省

二六	運輸省陸運關係官吏及待遇官吏服裝規程の一部改正	九	二
二七	氣象官署ノ名稱及位置の一部改正	七五	一二
二八	運輸省關係許可認可等臨時措置令施行規則の一部改正	七五	一二
二九	運輸部內陸運關係官吏及待遇官吏服制中被服及附屬品材料等ニ關スル臨時特例の一部改正	七五	一二
三〇	同上服制の帽及び襟章についての臨時特例	七五	一二
三一	船員法施行規則の一部改正	七五	一二
三二	造船關係の工場、事業場等の管理について制定の件	二一〇	三〇

●遞信省

一一	昭和二十一年遞信省令第八號の一部改正	八九	一四
一二	昭和二十年閣令第七十二號の一部改正	一三一	二〇
一三	私設無線電信無線電話規則の一部改正	一九三	二九

訓令

●內閣

四	生計費指數資料實地調査施行細則等の一部改正	二二〇	三一

●內務省

三四	警察官及び消防官服裝規則	一三九	二二
三五	警察官及び消防官服制中地質及び附屬品材料についての臨時特例	一三九	二二

告示

●內閣

二二	物價廳地方物價事務局及び地方物價安定委員會設置に關する件	號外	三
二三	戰災都市における建築物の制限に關する勅令の規定により市町村指定	九七	一五

●戰災復興院

六五	宮島復興都市計畫土地區劃整理決定	一七	三
六六	高鍋同上	一七	三
六七	宮崎復興都市計畫街路及び土地區劃整理決定	一七	三
六八	鹿兒島復興都市計畫土地區劃整理を都市計畫事業として鹿兒島市において施行方命令		
六九	姫路復興都市計畫街路決定	八九	一四
七〇	西宮復興都市計畫街路決定	八九	一四
七一	明石復興都市計畫街路中追加變更決定	八九	一四
七二	神戸復興都市計畫街路中追加變更決定	八九	一四
七三	芦屋復興都市計畫公園決定	八九	一四
七四	神戸同上	九七	一五
七五	姫路同上	九七	一五
七六	明石同上	九七	一五
七七	尼崎同上	九七	一五
七八	西宮同上	九七	一五
七九	芦屋復興都市計畫街路中追加變更決定	九七	一五
八〇	尼崎同上	九八	一五
八一	神戸復興都市計畫土地區劃整理決定	一〇六	一六
八二	芦屋同上	一〇六	一六
八三	西宮同上	一〇六	一六
八四	尼崎同上	一〇六	一六
八五	明石同上	一〇七	一六
八六	姫路同上	一〇七	一六
八七	桑名復興都市計畫街路及び土地區劃整理決定	一〇七	一六
八八	姫路復興都市計畫地域指定決定	一〇九	一七
八九	芦屋同上	一〇九	一七
九〇	西宮同上	一〇九	一七
九一	明石同上	一〇九	一七
九二	尼崎同上	一〇九	一七
九三	神戸同上	一〇九	一七
九四	都城復興都市計畫街路及び土地區劃整理決定	一一七	一九
九五	延岡同上	一一七	一九
九六	油津同上	一一七	一九
九七	東京都市計畫地域指定決定	一三一	二〇
九八	岡崎復興都市計畫街路及び土地區劃整理決定	一三一	二〇
九九	一宮同上	一三一	二〇
一〇〇	東京復興都市計畫街路中追加決定	一三一	二〇
一〇一	横濱復興都市計畫公園追加變更決定	一三一	二〇
一〇二	同計畫地域決定	一六九	二六
一〇三	同計畫街路決定	一六九	二六
一〇四	同計畫土地區劃整理	一六九	二六
一〇五	川崎復興都市計畫同上	一七〇	二六
一〇六	同計畫地域決定	一七〇	二六
一〇七	同計畫街路決定	一七〇	二六
一〇八	同計畫公園中變更の件決定	一七〇	二六
一〇九	平復興都市計畫土地區劃整理決定	一七九	二七
一一〇	同計畫街路決定	一七九	二七
一一一	同計畫地域決定	一七九	二七
一一二	同計畫公園追加變更	一七九	二七
一一三	小田原復興都市計畫街路決定	一七九	二七
一一四	同計畫土地區劃整理決定	一七九	二七

●物價廳

一	食肉の販賣價格の統制額指定	一〇七	一六
二	昭和二十一年度産寒天原藻の買取り及び販賣價格の統制額指定	一〇九	一七
三	動力用ローラーチェンの統制額指定	一一〇	一七
四	ニッケル銑鐵同上	一一〇	一七
五	天井走行電氣起重機用標準型三相交流誘導電動機等同上	一一〇	一七
六	木製調車同上	一一一	一七
七	混凝土混合機等同上	一一一	一七
八	曲物曲輪同上	一一一	一九
九	電氣配線器具同上	一一八	一九
一〇	軸受同上	一七	三
一一	嗜好飲料及滋養飲料の販賣價格の統制額指定等	一四三	二三
一二	ワカメ及びチガイソ同上	一四五	二三
一三	辨納等同上	一六二	二四
一四	繁寸同上	一六二	二四
一五	綿糸の紡績加工賃同上	一六二	二四
一六	通信用眞空管の統制額決定	一七〇	二六
一七	乳酸類同上	一七一	二六
一八	醋酸ビニール樹脂同上	一七一	二六
一九	茫消類（硫酸曹達）等同上	一八〇	二七
二〇	ゴム製品類ノ統制額指定ノ件の一部改正	一八〇	二七
二一	文具類の統制額指定等	一八〇	二七
二二	蓄電池充電用整流器同上	一八五	二八
二三	硝子屑同上	一八六	二八
二四	電動工具及同部分品同上	一八六	二八
二五	洋蠟燭同上	一九四	二九
二六	電球用硝子球等の販賣價格指定の件廢止	一九四	二九
二七	工業用硼酸及び硼砂の統制額指定等	一九四	二九
二八	ベルボン等同上	一九五	二九
二九	新興油脱臭同上	一九五	二九
三〇—三一	醫藥品同上	二一一	三〇
三二	ワクチン及び血精類同上	二一三	三〇
三三	石油の統制額指定の件の一部改正	二二三	三一

●宮內省

二〇	博恭王殿下薨去・	一一三	一七
二一	博恭王殿下薨去ニ付宮中喪仰出	一一三	一七
二二	博恭王ノ喪儀ヲ行フ當日廢朝仰出	一一三	一七
二三	故博恭王ノ喪儀ヲ行ハセラルル期日場所及墓所	二一三	三〇

●外務省

一九	昭和二十一年大藏、外務、內務、司法省令第一號第五條第一項の規定に依り指名	一	一
二〇	本年高等試驗行政科試驗合格者中より外交官、領事官を採用するに當り外國語（英語等のうち一種）の試驗を課して採用決定の參考とする件	四三	八

三一	エジプト國王は國際阿片條約に對する同國の加入書に署名の旨通告	五三	八
三二	ベルギー國政府は國際阿片條約に對する同國領コンゴー及びルアンダ・ウルンディ委任統治地域の加入通告	五三	八
三三	サウディ・アラビア國政府は國際阿片條約に對する同國の加入通告	五三	八
三四	パラグアイ國政府同上	五三	八
三五	ブラジル國政府は爲替手形及び約束手形に關し統一法を制定する條約等に加入通告等	五三	八
三六	同國政府は小切手に關し統一法を制定する條約等に加入通告	五三	八
三七	ベルギー國政府はエジプト國王が船舶衝突に付ての規定の統一に關する條約等に對する加入書に署名の旨通告	五三	八
三八	ベルギー國政府は強制勞働に關する條約に對する同政府の批准通告等	五三	八
三九	昭和二十一年大藏、外務、內務、司法省令第一號に依り指名	八九	一四

●內務省

一〇〇	日本國籍離脱者		
一〇一—一〇三	砂防要設備	九	二
一〇四	長野都市計畫街路變更等決定	五三	八
一〇五	飯田生産再建整備都市計畫街路等決定	五三	八
一〇六	松本都市計畫街路追加變更等決定	五三	八
一〇七	下諏訪生産再建整備都市計畫街路等決定	五三	八
一〇八	上田都市計畫街路追加等決定	五三	八
一〇九	長谷都市計畫街路變更追加等決定	五三	八
一一〇	都市計畫法に依り富山縣下新川郡內山村指定	五三	八
一一一	同法に依り同村の區域を以て富山縣下新川郡內山都市計畫區域とするの件	五三	八
一一二	新設又は改築をする國道の路線名等	五七	九
一一三	日本國籍離脱者	五七	九
一一四	唐津都市計畫街路中追加決定	六〇	一〇
一一五	小山都市計畫同上	六〇	一〇
一一六	足利都市計畫同上	六〇	一〇
一一七	土浦都市計畫街路等決定	六〇	一〇
一一八	諏訪生産再建整備都市計畫街路等決定	八一	一三
一一九	日本國籍離脱者	八九	一四
一二〇	同上	一三〇	二〇
一二一	大宮都市計畫街路追加變更等決定	一四五	二三
一二二	三重縣九鬼都市計畫區域	一七二	二六
一二三	都市計畫法第一條の規定に依り三重縣北牟婁郡九鬼村指定	一七二	二六
一二四	政黨協會、其他の團體の結成の禁止等に關する件第四條第一號（ロ）、第二條の規定により團體指定	二一三	三〇

●大藏省

六〇七	稅務署の名稱及び管轄區域表の一部改正	一	一
六〇八	電氣架線金物の統制額指定	二	一
六〇九	ふし類等の販賣價額の統制額指定	四	一
六一〇	燒竹輪同上	四	一
六一一	漬物類の販賣價格の統制額指定中改正	九	二
六一二	植物油等同上	九	二
六一三	昭和二十一年以降産の桑の生産者團體の販賣價格の統制額等指定	九	二
六一四	驛構內等において立賣する辨當等の販賣價格の統制額指定等	一〇	二
六一五	昭和二十一年大藏省告示第五百五十五號の一部改正	一七	三
六一六	壓延ロールの統制額指定	一七	三
六一七	ラジオ受信機統制額指定中一部改正	一七	三
六一八	家畜用除蟲菊製品の販賣價格の統制額指定中改正	二五	五
六一九	炭素棒の統制額指定	三三	六
六二〇	印刷ワニス同上	三三	六
六二一	服裝バンド同上	三四	六
六二二	洋樽類同上	四一	七
六二三	日用利器工匠具類同上	四三	七
六二四	經木類同上	四三	七
六二五	乳兒用穀粉の販賣價格の統制額指定	五三	八
六二六	麴加工賃の統制額認可	五三	八
六二七	印刷インキの統制額指定	五三	八
六二八	低壓用進相蓄電器同上	五八	九
六二九	計器用變壓器同上	五八	九
六三〇	財務局の出張所の名稱、位置等の一部改正	五八	九
六三一	張替板の統制額指定等	六八	一〇
六三二	金融措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定により指定	號外	二
六三三	同規則第一條ノ六第四項の規定により定むるの件	同	二
六三四	同規則第一條ノ九の規定により公益團體第一回預金等指定申請手續を定むるの件	同	二
六三五	同規則第一條ノ十の規定により指定	同	二
六三六	同規則第七條ノ二第一項第一號の規定により國稅及び地方稅指定	同	二
六三七	同第五號の規定により指定	同	二
六三八	同規則第十二條第二號の規定により指定	同	二
六三九	同規則第十三條第一項第三號の規定により指定	同	二
六四〇	昭和二十一年大藏省告示第二十八號の一部改正	同	二
六四一	同第二十五號の一部改正	同	二
六四二	同第百七十五號外一件廢止	同	二
六四三	同第二十七號の一部改正	同	二
六四四	本邦から南西諸島に歸還する者[illegible]免除	九八	一五
六四五	金融機關經理措置法第二條第一項第一號ホの規定により資産指定	號外一四	二五
六四六	同法第二條第一項第二號ニの規定により負債指定	同	二五
六四七	同法第二條第二項の規定により資産及び負債指定	同	二五
六四八	同法第四條及び第二十一條の規定により指定	同	二五
六四九	同法第二十七條の規定により指定	同	二五
六五〇	同法施行令第二條第一項第一號の規定により損害保險契約指定	同	二五
六五一	同法施行令第二條第二項の規定による責任準備金の計算方法	同	二五
六五二	同法施行令第二條第一項第一號ホの規定により資産指定	同	二五
六五三	同法施行規則第三條第二號の規定により金融債券指定	同一五	二五
六五四	會社經理措置法施行令第二十五條第一號の規定により外國に含むべき地域指定	同	二五
六五五	昭和二十一年大藏省告示第百二十一號中追加	一二二	一七
六五六	昭和二十一年において耕作する煙草の耕作區域及び耕作段別	一三〇	二〇
六五七	昭和二十一年大藏省告示第三百十四號の一部改正	一五三	二三
六五八	同年同第六百三十二號の一部改正	一五三	二三
六五九	同年同第六百三十四號中改正	一五三	二三
六六〇	同年同第六百四十五號の一部改正	一六六	二六
六六一	同年同第六百四十六號の一部改正	一六六	二六
六六二	同年同第六百四十七號の一部改正	一六七	二六
六六三	同年同第六百四十九號の一部改正	一六七	二六
六六四	同年同第六百五十二號の一部改正	一六七	二六
六六五	同年同第六百五十三號の一部改正	一六七	二六
六六六	金融機關經理應急措置法施行令第三條第一項第二號ニの規定により負債指定	一六七	二六
六六七	同法施行規則第四條第一項の規定により同上	一六七	二六
六六八	同規則第十二條第六號の規定により場合指定	一六七	二六
六六九	會社經理措置法施行令第二十五條第十號の規定により指定	一六七	二六
六七〇	昭和二十一年大藏省告示第六百三十三號の一部改正	二一三	三〇

●大藏省 司法省

五	社債等登錄法施行令第一條第一項の會社指定	五八	九

●大藏省、農林省、厚生省、商工省、運輸省

一	會社經理應急措置法第一條第一項但書の規定により特別經理會社とならない會社指定	一四五	二三
二	同法施行令第十條第四號の規定による債權指定	一四五	二三

●司法省

六六	岡山區裁判所本莊出張所備付登記簿中滅失につき手續方	一〇	二
六七	和歌山縣那賀郡上岩出村役場保存戶籍簿のうち一部滅失	三四	六
六八	熊本區裁判所松橋出張所備付登記用紙轉寫	五八	九
六九	水戸區裁判所鉾田出張所備付同上	五八	九
七〇	名古屋市中區役所保存戶籍簿等滅失に付手續方	五八	九
七一	津市役所保存戶籍簿等滅失につき手續方	八九	一四
七二	横濱區裁判所川崎出張所ノ登記簿回復ニ關スル件中改正	一一三	一七
七三	上田區裁判所をして公證人の事務を行はせる件	一七二	二六
七四	高田區裁判所柿崎出張所廳舍燒失につき登記事務停止	一八二	二七
七五	同出張所備付各種の登記に關する帳簿及び書類の滅失につき登記回復の申請方等	一八二	二七

8月目録

七六 水戸區裁判所日立出張所及高萩出張所ノ登記回復ニ關スル件中改正 一九五 二九
七七 四日市區裁判所ノ登記回復ニ關スル件等中改正 三一 三一

●文部省

九六 宮城學院女子專門學校（宮城縣）設置開校認可 二四 六
九七 弘前女子厚生專門學校（青森縣）同上 二四 六
九八 大倉經濟專門學校（東京都）位置變更認可 二四 六
九九 關東女子專門學校（群馬縣）設置開校認可 二四 六
一〇〇 岐阜女子專門學校（岐阜縣）設置認可 二四 六
一〇一 戶板女子專門學校（東京都）設置開校認可 一五三 三三
一〇二 小林聖心女子學院專門學校（兵庫縣）同上 一五三 三三
一〇三—一〇五 中學校高等女學校教員無試驗檢定ノ取扱ヲ許可シタル學校の一部改正 一八七 二八
一〇六 重要美術品等保存に關する件により物件認定 一八七 二八
一〇七 教員無試驗檢定に關する指定學校名及學科目中改正 三三 三〇

●厚生省

五五 健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用竝ニ國民健康保險組合又ハ同組合ノ業務ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法中改正 二四 二
五六 「ヂフテリア」豫防用細菌學的製劑檢定規程第八條による檢定標準 二五 五
五七 胡蘆島を「コレラ」流行地と指定 九〇 一四
五八 醫藥品等統制規則第六條第一項の規定による統制機關等指定の件中改正 一五三 三

●農林省

一一五 中央水產業會の會員となることを得るもの指定 五九 九
一一六 硫酸アンモニア等販賣價格指定の件の一部改正 七五 三
一一七 昭和二十一年農林省告示第二號中改正 九〇 一四

●商工省

八四 絹織物及び絹メリヤス生地の檢査及び荷に關する件第四條の規定に依る買入及び讓渡價格 五 一
八五 「ルクセンブルグ」大公國は工業所有權保護に關する千八百八十三年三月二十日の「パリ」同盟條約に加入等の通知 四〇 七
八六 電氣事業主任技術者資格檢定規則第十五條の規定による認定學校及びその卒業者の資格の件の一部改正 五三 八
八七 政府ノ收納スルアルコールノ賠償價格指定の件 一三 一七
八八 昭和二十一年商工省告示第八十號の一部改正 三三 二
八九 電力の消費制限について定むる件 一六二 二四
九〇 昭和二十一年商工省告示第五十六號の一部改正 一九五 二九
九一 同年同第六十三號の一部改正 一九五 二九

●運輸省

二一六 苦汁の輸送に關する件 二六 五
二一七 船員法第四十五條ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フベキ市町村長指定ノ件 九〇 一四
二一八 鐵道局ノ位置及管轄區域の一部改正 九〇 一四
二一九 鐵道局地方官署設置ノ件の一部改正 九〇 一四
二二〇 三國線金津蘆原間鐵道運輸營業開始 九〇 一四
二二一 國有鐵道線路名稱の一部改正 九〇 一四
二二二 內地通絡運輸規則の一部改正 九〇 一四
二二三 可部線安藝飯室、布間鐵道一般運輸營業開始 九〇 一四
二二四 國有鐵道線路名稱の一部改正 九〇 一四
二二五 東海道本線芝浦停車場聯合軍關係車扱貨車等專用側線發着車扱貨物取扱 一〇七 一六
二二六 舞鶴線東門停車場改稱 一〇七 一六
二二七 倉庫營業廢止 三三 三三
二二八 倉庫證券發行許可 三三 三三
二二九 倉庫營業廢止 三三 三三
二三〇 飯田線伊那田島七久保間等に停車場設置等 二五 三〇

●遞信省

四五 郵便局廢止 五 一
四六 新一圓郵便切手發行 五 一
四七 無線電信講習所規則により專攻科の學科目及び授業時數改正 三 二
四八 郵便局設置 七 三
四九 電信電話取扱所を郵便局に改定 八 三
五〇 郵便局改稱 二六 五
五一 同移轉 二六 一五
五二 郵便局指定解除 五三 八
五三 同郵便物集配事務開始 五三 八
五四 郵便局設置 六八 二〇
五五 三十錢郵便切手發行 六八 二〇
五六 郵便局設置 七五 一二
五七 郵便局指定解除 七五 一二
五八 郵便局改稱 七五 一二
五九 「ゐ」等の記號を附せる郵便貯金通帳等亡失による再度發行請求に關する件 一八 一三
六〇 郵便局設置 一八 一三
六一 同上 一〇七 一六
六二 郵便局指定解除 一二四 一七
六三 十五錢通常葉書發行 一三三 二〇
六四 私設無線電信無線電話の裝置工事及び保守に從事することができる者認定 一三 三
六五 郵便局設置 一四五 三
六六 無線電信による報時放送中改正 二五 三〇
六七 郵便局設置 三一 三

◉北海道廳

水一 昭和十九年北海道廳告示第二號中改正 五三 八

◉靜岡縣

保解一 保安林解除 八二 三

◉島根縣

保編一 保安林編入 五 一

昭和二十一年度 第二豫備金其他支出

◉昭和二十一年度第二豫備金支出（外務省所管）二件 九〇 一四
◉同上（內務省所管）一件
◉同上（大藏省所管）九件 九〇—九一 一四
◉同上（司法省所管）一件 九一 一四
◉同上（文部省所管）二件 九一 一四
◉同上（厚生省所管）五件 九一 一四
◉同上（農林省所管）三件 九一 一四
◉同上（商工省所管）二件 九一 一四
◉同上（運輸省所管）一件 九一 一四
◉昭和二十一年度緊急財政處分ニ依ル支出（外務省所管）一件 九一 一四
◉同上（大藏省所管）二件 九一 一四
◉同上（商工省所管）一件 九一 一四
◉同上（運輸省所管）二件 九一 一四

昭和二十年度 國庫剩餘金其他支出

◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（外務省所管）二件 七六 三
◉昭和二十年度歲入金緊急財政處分ニ依ル支出（同）二件 七六 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（內務省所管）四件 七六 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）七件 七六 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（大藏省所管）一件 七六 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）三件 七六 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（同）二件 七六 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）二件 七七 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（文部省所管）一件 七七 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）四件 七七 三
◉昭和二十年度第二豫備金支出（厚生省所管）二件 七七 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）三件 七七 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（農林省所管）三件 八二 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）七件 八二 三
◉昭和二十年度國庫剩餘金支出（商工省所管）一件 八二 三
◉昭和二十年度緊急財政處分ニ依ル支出（同）三件 八二 三
◉同上（運輸省所管）五件 八二 三
◉同上（第一復員省所管）一件 八二 三
◉同上（第二復員省所管）一件 八二 三
◉昭和二十年度歲入金支出（大藏省所管印刷局特別會計）一件 八二 三
◉同上（同專賣局特別會計）二件 八二 三
◉同上（預金部特別會計）二件 八二 三
◉同上（大藏省所管）五件 八二 三
◉昭和二十年度第二豫備金支出（厚生省所管厚生保險特別會計）一件 八二 一三
◉昭和二十年度歲入金支出（同）一件 八二 一三
◉同上（農林省所管炭需給調節特別會計事業費）一件 八三 三
◉同上（同漁船再保險特別會計事業費）一件 八三 一三
◉昭和二十年度公債金支出（運輸省所管帝國鐵道特別會計資本勘定）一件 八三 一三
◉昭和二十年度歲入金及資金支出（同用品勘定）一件 八三 一三
◉昭和二十年度歲入金支出（同收益勘定）一件 八三 三
◉昭和二十年度借入金支出（同）一件 八三 一三
◉昭和二十年度歲入金支出（同）一件 八三 三

敍任及辭令

◉大金益次郎（宮內省） 二四 六
◉木下道雄（宮內省） 五三 六
◉清水澄（同） 六八 二

宮廷錄事

◉皇后宮御服喪 一九 三
◉行幸 二九 一九

彙報

○官廳事項

◉特殊財務部分課規程改正 一九 三
◉終戰連絡中央事務局分課規程中改正 五三 八
◉內務省分課規程中改正 六九 一〇
◉遞信省分課規程中改正 六九 一〇
◉經濟安定本部に庶務課を置く件 六八 三
◉同部に副部長を置く件 六八 三
◉農林省分課規程中改正 八二 三
◉內務省分課規程中改正 八三 四
◉物價廳事務分掌規程 二九 一九
◉昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件 一五七 一三
◉同上 一四〇 四三

○判決

◉官吏高等懲戒委員會議決 大使館二等通譯官池田克己 一八二 二七
◉同上 地方教官村上辰次 一九六 二九

○通運

◉水路告示第三十號 一九 三
◉同第三十一號 一六九 一〇
◉同第三十二號 二四 一七
◉同第三十三號 一六五 一四
◉同第三十四號 三一 二一

土地收用公告

◉河川改修 內務大臣（內務省） 一四六 一三